

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-162）、MOX 燃料加工施設（1-166）」

2. 日時：令和4年9月9日（金） 13時30分～17時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員

再処理・MOX燃料加工安全設計総括 他42名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 担当

九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部 土木建築本部

原子力土木建築部長

大成建設株式会社 原子力本部 原子力構造技術部 第二計画室長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 2 月 2 4 日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)
- ・ 令和 4 年 8 月 2 6 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 9 月 5 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 9 月 6 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 9 月 7 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 9 月 8 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のタケダです。
0:00:04	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:08	本日のヒアリングは、
0:00:10	令和2年12月に申請があった設工認申請について、
0:00:14	これまでに提出があった資料をもとに事実確認を行うものになります。
0:00:20	まず、規制庁側の出席者ですが、
0:00:23	本庁側からは武田が出席しております。
0:00:27	ウェブからの出席が、
0:00:29	コサクツガネ。
0:00:32	キシノ。
0:00:33	ハバサキ。
0:00:34	カミデ。
0:00:36	以上になります。
0:00:38	それでは日本原燃の方から、出席者の紹介と、
0:00:42	議題の構成。
0:00:43	説明範囲、達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:49	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:53	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:57	オオガキ。
0:00:59	ムラヤマ。
0:01:00	サトウ。
0:01:02	私、
0:01:03	サガワ、
0:01:05	フジノシミズ。
0:01:08	イワタニ。
0:01:10	クボタ。
0:01:12	タニグチ。
0:01:13	イトウ。
0:01:15	イシハラ。
0:01:16	カサモ。
0:01:17	柏崎。
0:01:19	山田。
0:01:21	大坂。
0:01:22	鴨志田。
0:01:24	コシカ。

0:01:26	サトウサクラバ。
0:01:28	ミヤモト。
0:01:30	ムラカミ。
0:01:32	おかしい。
0:01:33	ナカヤ。
0:01:35	イナヅマ。
0:01:37	クドウ。
0:01:38	オガセ。
0:01:39	オオヤマクボ。
0:01:42	オオダテシフ
0:01:45	タカハシスギタ。
0:01:48	ホシノキクチスケカワ。
0:01:53	ハラダ。
0:01:54	成田。
0:01:55	鶴田。
0:01:57	仲村。
0:01:59	大窪。
0:02:01	石岡。
0:02:02	中浜。
0:02:04	あと九州電力様より、明石様。
0:02:08	大成建設様より、明石様。
0:02:11	河上様。
0:02:13	ウェブからの参加で、
0:02:15	清建設様より、佐瀬様。
0:02:18	以上となります。
0:02:21	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、現在画面共有させて いただいております。新建物 13、
0:02:29	耐震地盤 01、
0:02:32	アイシン建物 30。
0:02:35	在庫 00-01。
0:02:39	3
0:02:41	以上、五つも補足説明資料のご確認をいただきます。
0:02:46	それでは耐震建物 13 より説明を開始させていただきます。
0:02:56	日本原電イナヅマです。

0:02:58	8月26日に提出しました耐震建物13設計を地下水の設定に関わる説明書につきまして、
0:03:06	前回までに説明した資料から変更した部分につきましては、下線で、
0:03:11	示した部分となりますが、補足的に説明する部分につきまして、説明させていただきます。
0:03:18	1点目は資料の構成でございます。当初2ページをお願いいたします。
0:03:24	こちらの方は前回もちょっと修正したですけどちょっとまた見直しを行ってございます。
0:03:30	説明の流れとしましては冒頭、2章に係る部分でございますけど、まず冒頭で敷地周辺の地下水位について述べた上で、
0:03:40	次のところで、設計用地下水の設定に関する方針とその結果について記載してございます。
0:03:46	続いて、地下水排水設備の設置概要と設計方針。
0:03:51	また議長化による影響評価について説明するような構成に見直しでございます。
0:03:56	それぞれの説明事項につきましては、前回ヒアリングでの指摘事項について、修正を行ってございますが、その説明事項につきまして大きな変更はございません。
0:04:07	43ページお願いいたします。
0:04:14	こちらの方、冒頭に設計越智加瀬様、地表似せ設定する建物構築物のうち、
0:04:21	液状化の評価対象施設の考えについて記載してございます。
0:04:27	またこの文章に対応するフローを46ページの方からご報告いただきと思います。
0:04:32	46ページの方に、そのフローを記載してございますが若干ですね、やはりこの文章とフローの中でちょっと不整合が生じているという部分がございます。
0:04:43	はございません。こちらにつきましては、適切にですね、あるべき姿といたしますか、我々考えてるところ、しっかり表明できるような形で文章、またフロー、
0:04:54	適切に修正させていただきたいと考えてございます。
0:04:58	大きなところは以上でございます。続いてですね、
0:05:03	同じく影響評価、液状化影響評価と行うというものにつきましては009解析ですとか、
0:05:09	有効量解析を実施することになりますが、ちょっと今回の資料で言いますと168ページ以降に別紙2と、

0:05:16	いうところで、議場下の規格に記載してございます。
0:05:21	こちらの方につきまして、有効量解析の結果のみを記載していたんですけども、
0:05:27	有沢 16 解析における解析結果を記載しているというところもありますので、こちらについては申し上げません追加ですね、塗装工の結果を記載する形で修正させていただきたいと考えてございます。
0:05:39	最後に、137 ページでございます。
0:05:45	ちょっと戻っていただきますが 137 ページ、添付 3 として、地下水排水設備そのものの止水性ということにつきまして、前回ご指摘いただきました。
0:05:55	こちらにつきましては、止水性を考慮すべきかどうかというところにつきまして、資料を付け加えてございますので、これにつきましては新規で資料をつけてございます。
0:06:06	内容につきましては、記載の通り、特に追加説明することはございませんので、説明は割愛させていただきたいと考えてございます。
0:06:15	建物 13 の補足的な説明は以上でございます。
0:06:21	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:06:25	それでは建物 13 につきまして規制庁側から確認があればお願いします。
0:06:34	と規制庁関係です。
0:06:38	まず、17 ページの、
0:06:42	対象の表のところを幾つか確認したいんですけど、
0:06:50	何か幾つか、
0:06:51	表があって、17 ページの表があって、
0:06:58	そのあと 23 ページで MO X と管理になって、
0:07:04	さらに 24 ページでは 9 営業場、
0:07:09	あってみたいな感じ。
0:07:12	なんですけど、
0:07:14	す。
0:07:14	17 ページのところは、S クラスとか、
0:07:19	そういうものに絞ってるかというところもなくていろんなものを書いてあってっていうんで、ちょっとどういう考えでこの表をそれぞれ、
0:07:28	つけたのかっていう考え方を説明してもらえますか。
0:07:34	はい。日本原燃東です。
0:07:37	まず、17 ページからつけてございます。3-2-1 表シリーズでございますけれども、こちらの方は、建物構築物について抜けなく、

0:07:47	抽出しましてそれらについて、設計地下水を設定する必要があるのかどうかというところについて記載してございます。
0:07:56	その際に、その観点としましては、技術基準等で
0:08:02	パレス評価等を実施するかどうかというところで、
0:08:06	0 かパーをつけているということになってございます。
0:08:10	一方で、24 ページ以降の波及影響施設というところにつきましては波及影響の観点というか、ところで、
0:08:20	施設をOA、抽出しましてそれにつきまして、設計の地下水を設定する必要があるのかどうかというところについて、
0:08:29	お伝えしたものでございます。
0:08:30	説明以上です。
0:08:34	規制庁カミデです
0:08:37	なんかひょそいうふうにつけてますとだけ答えられましたけど、やっぱりその方がわかり、こういう観点でわかりやすいみたいのがあれば教えてもらいたいんですが、基本的に、
0:08:50	波及影響も含めて、17 ページの表に書けばいいと思いますし、
0:08:57	あと最初の表で、
0:09:03	な何て言うんですかね、地下通路とか 21 ページがあって、これが本当に、ただ、設工認申請対象なのかもよくわからなくてですね、あとは他にも多分、
0:09:15	申請対象じゃない建屋が 19 ページとかにもいると思っていて、その辺は設工認の申請対象ということでまずとめた上で、
0:09:25	波及影響を考慮するのも設工認対象ですから、そういうものも含めた表でちゃんと表現できるんじゃないかと思いますけどいかがですか。
0:09:38	日本原燃鳴海です。ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通り共通側で設工認対象施設、設備として抽出してございますので、こちらの方がまずあって、その上で、設計を地下水位を設定するべきかどうかというところの方が、
0:09:52	の説明も、
0:09:55	どうかと思いますがそういう形で、資料の方、表の方を見直させていただきたいと思います。以上です。
0:10:04	はい。規制庁カミデです。前もその話をしたような記憶もありつつよろしくをお願いします。あと 20 ページは、
0:10:13	これ建物構築物と言いつつ、貯槽っていう名前になってて、
0:10:19	19 ページにいくと、それでもこれは基礎ですよと言っているんですけど、20 ページは加古木曾とも書いていなくてこの辺の繋がりと、

0:10:29	繋がりとか、書き方の考え方と違ってどうなってます。
0:10:37	4件でいいなと思います。はい。もともと19ページにつきましては建物構築物として、まだ最初評価すべきものとして出てきているのでちょっと木曾。
0:10:48	として評価してるもので基礎とお伝えしてございました。
0:10:51	2ページのものにつきましては、実際の設工認対象施設ではないものもちょっと含めてしまっていますので事業場の建物名、また基礎施設名です。
0:11:03	こちらも記載してございますので先ほどご指摘あったように、共通側で、
0:11:08	そこに対象としたものという、抽出の上で、この設計を地下水を設定する、余るカバーかというところについて、
0:11:18	改めて整理させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:11:24	はい。規制庁、近江です。わかりました。
0:11:27	20ページに第1ガストレーラ掘っていますけどこれも今の整理でなくなるのかもしれないですけどこれってあれですかMOXの式MOXの敷地っていうとあれですけど、MOX側にある。
0:11:40	ものでしたっけ。
0:11:42	はい。二本木西田でございますはい。MOXEB建屋ですね、エネルギー管理建屋側にあるやつですね。はい。
0:11:51	はい、規制庁カミデです。
0:11:54	それで言うと23ページにガストレーラ庫がなくてっていう話で、何か施設間でもどういうものをまずこの表にリストアップするのかっていう考えが統一できてないんじゃないかと思えますけどそのあたりも含めてちょっと。
0:12:10	ちゃんと整理してもらおうということでよろしいですか。
0:12:14	日本原燃の相田ですはい。かしこまりましたの共通側と整合とれるように、各施設間でも、
0:12:19	記載すべきものをしっかり整理したいと思います。以上です。
0:12:27	はい。規制庁菅です。わかりました。へえ。
0:12:37	はい。あと、24ページの表は、これは統合してもらおうとしても
0:12:46	ハッチングの注意書きがちょっとよくわからなくてですねこれはどういう意図で書かれていますか。
0:12:58	日本原電が今、衛藤神谷さんがおっしゃったの、※2の方ですか。中国。
0:13:05	と規制庁カミデです一番下の北出というところですね。



0:13:10	日本原燃の東です。はい。もしございました江藤最後の注のところにつきましては実際
0:13:17	波及的影響を及ぼす下位クラスの考え方については今回第1回申請でもお示ししますけども、具体的にどのような施設が中止されるのかというところにつきまして、
0:13:29	第2回以降で説明したいという意味で記載いたしました。以上です。
0:13:36	藤規制庁カミデです。
0:13:39	その辺りMOXでは、
0:13:42	基本的には第1回の際に、
0:13:47	どういうものがあってっていうのは小鹿も含めてある程度聞いていて、とは言っても今日も話を聞きますけど、
0:13:56	配管ものとかまだ、詳細設計決まってない、そういうものはできませんよっていう話もありつつなんですけど。
0:14:04	現段階でわかってるのがちゃんとリストアップするしという話を聞いているのと、赤側があるように聞こえてるんですけどそのあたりって考え方そろってますか。
0:14:32	日本原燃なら少々お待ちください。
0:15:22	日本原燃の赤瀬さんの、すみません、任せました。再処理施設につきましては、具体的にどのような建物構築物が下位クラスとして抽出されるかどうかというところにつきまして、第2回で説明すると。
0:15:36	いうことを考えてございます。以上です。
0:15:43	はい。規制庁カミデです。
0:15:47	そうなるのであればですかまずMOXとは違ってきてっていうことなんですね。
0:16:02	少々お待ちください。
0:16:14	日本原燃伊奈様です。はい。MOX施設につきましては今回申請しているのが、PA建屋への函館一つということで明確にご説明、
0:16:24	いたしましたけども、そういう最終施設につきましては、
0:16:28	第2回で複数の提案、オオダテを出すということもありましてそれらに対する波及的影響を及ぼすかイクラス施設の整備というところにつきましては、
0:16:38	第2回で説明させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
0:16:44	規制庁上井です。ちょっと
0:16:48	あんまり正面に答えてもらってなくてそういう意味で、要は今回申請対象施設が、

0:16:56	再処理はこれ木酢れたから考え、結果としては違う結果というか見渡す範囲は違うんだけど考え方は一緒ですと。
0:17:06	言っているの科目とは違う考え方で波及影響の対象施設の選定っていうの、選定の表し方っていうのは、MOXとは違うように考えてるんだっていうのと、どちらなんですかね。
0:17:20	日本原燃稲田です。説明がよくしなくてもごさいません。考え方につきましては、再処理施設もクセスとも同じでございませう。以上です。
0:17:32	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:17:35	そうするとMOXで何やってるかっていうと、別に建屋に対してだけじゃなくてですね、迫撃波及的影響の対象とするリストっていうのは機器も機器側も含めて、
0:17:50	上位の機器都会の機器っていう形で、
0:17:55	出してもらってましてそれは要はよ、やはり第1回で申請の全体像というところで設備リストとかも出してもらう関係で、今そのように整理していますので、
0:18:07	その整理に従うとなると結局
0:18:10	今のですね、建物構築物の発注もそうですし、それ以外の機器関係もですね、
0:18:21	ある程度は示してもらおうっていう考えになると思ってるんですけど、なかなかこう説明とその説明はそういうふうに説明されないの、どうなってるのかなと思ってるんですがいかがですか。
0:18:47	日本原燃の東です。はい。再処理もMOXも同じ考え方でございませうので、第1回の中で、その考え方、また、
0:18:54	どのようなものが、主たるものとして抽出されるのかというところについてはご説明したいと考えてございませう。以上です。
0:19:04	はい。規制庁深見です。よろしくお願ひしますその話はまだ0さんのお話、耐震建材さんのお話でもするのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしますで。
0:19:14	特にこの24ページで出ているようなものは
0:19:19	何だろう詳細設計の進捗云々にかかわらずも許可とかすでにもう実際は
0:19:28	もう試運転というか
0:19:31	そういう状態にある。
0:19:33	時にもうすでに建っていると、いうことですからわざわざですね、ハッチングをかけかけてこれは後にとする必要は全くないと思っておりますので、

0:19:45	その辺りはきちんと示していただくのかなと思ってますけど、よろしいですかね。
0:19:51	日本原燃の相田です。はい。かしこまりました。
0:19:57	はい。規制庁深見です。
0:20:00	とりあえず、
0:20:03	対象の選定パートについては以上ですから他規制庁側から、
0:20:09	このあたり、何かありますか。
0:20:12	規制庁の岸野です。
0:20:14	選定パートの一番西郷で、32 ページですね。
0:20:22	狩野は、いずれも波及的影響を考慮する過程ありということで、(1)から(3)の三つの建屋の説明があるんですけど、(1)のウラン脱硝建屋っていうのは先ほどやりとりが
0:20:35	24 ページの中に、入ってきていないようなんですがこれは、
0:20:40	やはり第2回以降で
0:20:41	変わるかもしれない。
0:20:43	という、
0:20:44	ちょっと説明がついているということですかそれとも単なる記載もそうなんでしょうか。
0:20:51	日本原燃平沼です。らっしゃった点につきましては波及的影響、先ほどちょっとハッチングのところに抜けているというお話がありましたけれどもの方はしっかり評価する立場でございますので、兵頭層がされているというのはご指摘の通りだと思いますので、あと、表を見直すと同時にですね、あわせて、
0:21:09	プラン立てが抜けないように、記載はしっかり見直したいと思います。以上です。
0:21:14	規制庁の打田です。はい、わかりました。ちょっとこれに関連してなんですけど、32 ページ、(1)番、ウラン'大竹。
0:21:22	で、下線です、ちょっと説明が修正されてきていますけれども、
0:21:28	前回のヒアリングD、このUだ消化系について1月に設定を見直すといったその背景について、
0:21:38	説明を求めたところ、
0:21:42	もともと地下水排水設備あったんだけどサブドレン感がなく、
0:21:47	それで安全側に地表面に設定していたものを、浸透流解析とかやってみたら問題なさそうなので、今回はそのサブドレンの効果を期待しますっていうような、

0:21:59	説明があったんですけど、この(1)の説明がなくて、そういった前回説明のあった内容には全然触れてないような説明になってるんですけど、この2人は、
0:22:10	どうしてこういう説明になっているのか教えていただけますか。
0:22:14	日本原燃稲熊です。はい。今、ご指摘いたせ前回ヒアリングで詰めた事項を記載するところをあの場所でお答えしたんですけども、しっかり入れておらず申し訳ありません。この方は
0:22:27	今おっしゃったように、設計当時の考え方と、今回どうして変えたのかその理由の部分ですね、その抜けてございますので、そこはございません。追記という形で、
0:22:38	補足させていただきたいと思います。以上です。
0:22:41	規制庁の岸野です。はい。単なる早まれだということと、理解しました。浸透流解析云々とかどこまでかかるかっていうのもあるかと思えますんで、そこら辺の
0:22:52	多分詳細は次回以降説明する内容についてちょっと書きづらかったとかそういう考えがあつてのことではないということに理解しておけばいいですか。
0:23:05	はい。日本原燃イナヅマです。はい。現時点で確認できるところにつきましてしっかり文章として記載させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:23:16	規制庁の打田です。はい、わかりました。ではこちらの方もですね、ちょっと記載の再検討の方お願いします。
0:23:22	ここまでの範囲で私からは以上です。
0:23:35	と規制庁カミデおかなければちょっと4ポツの地下水排水設備のところちょっと確認しますが、
0:23:45	まず34ページとかに概要があつて、35ページに、
0:23:53	ポンチ絵の形で示してもらってっていう感じなんですけど、
0:23:58	あれですかね今ポンプっていうのは35ページでは2台、
0:24:03	見えてますけど、
0:24:07	どんな配置配置というか100%容量を
0:24:12	1個の建屋について、二つ用意しますっていうことなんですか。
0:24:23	日本原燃の桜庭です。
0:24:26	今回はですね
0:24:30	20、36ページを少し見て欲しいんですけども、リアー中1エリアに分けてます複数の建屋を、

0:24:40	エリアごとに分けてまして、そこにポンプをポンプ入れる、耐震ピットを2ヶ所作って一つのピットに、
0:24:53	2個以降ずつポンプを入れてますから、このエリアに4個ポンプ入れるというような設計になります。
0:25:03	ということです。それでもって後、
0:25:06	ポンプについては大体1台でこの排水能力をできるような今、予防となっております。以上です。
0:25:17	はい。規制庁カミデです。なので建屋に対して一対一の設計というよりは、いろいろくっついてるところもあるから、いくつかのエリアに区分するんだと。その中において、
0:25:34	100%の容量のポンプを2台設置しますってということで、今聞こえましたけど、まずそういうことでいいんですかね。
0:25:44	日本原燃の中谷です。一応1ピット辺りポンプ2台で1台は、100%ということでそれが2台、
0:25:52	設置されるという理解でよろしいです。以上です。
0:25:58	規制庁管理です。ポンプのあるピットには2台入っていますってことですね。で、一つのエリアに対してポンプの入るピットっていうのは、二つですか1つですか。
0:26:12	日本原燃桜庭です。一つの家として、ポンプが入るピットは、2項です。
0:26:18	だからポンプについては4台になります。
0:26:23	はい。規制庁神です。わかりました。
0:26:27	ちなみに今36ページ見てますけど、
0:26:36	ちょっと文字がつぶれてるんですが、
0:26:47	メイン工程のところエリア1ってなっていて、
0:26:53	左下が、
0:26:57	これ確か、
0:27:00	D GですかねD Gの辺りが、
0:27:03	エリア、見にくいんですけど、
0:27:07	要は、胃ろうことで、
0:27:11	色ごとにエリアを区画、設定してるっていいんですか。
0:27:16	日本原燃桜庭でその通りです。今、知事のところは、エリア6ですねちょっと文字、ちょっと大きくしてわかりやすくします。すいません。
0:27:28	はい。規制庁カミデです。
0:27:31	そのGA建屋の下というか右下というか、ここのエリア、幾つなんだ、8なのかな。

0:27:40	はちょっと離れた南側に離れた建屋も含めて一つのエリアとしているんですかね。
0:27:48	日本原燃桜庭です。エリアそれ青色で3でありまして、集水管を繋ぎまして一つのエリアと4建屋をつなぐ一つエリアとしております。
0:28:06	はい。規制庁菅です。ここのエリアに関しては、
0:28:12	あれですね
0:28:15	赤伊井、四角が三つついてるから、先ほど一つのエリアには二つポンプありピットがあるという話でしたけど最低二つで、
0:28:27	もっとあるものはありますっていうことですか。
0:28:31	日本原燃桜庭です。その通りでありまして、緑のところに耐震ポンプを設置いたします。赤いところはですね、今既設の
0:28:42	ポンプをそのまま置いておきますこれは最潮流になりますので、たとえば、これから壊れても問題ない、
0:28:54	機能となっております。以上です。
0:29:00	はい。規制庁深見です。わかりました。耐震上、耐震性を持たせるピットって緑、これが一つのエリアに二つつくようにしてありますと。
0:29:10	いうことで
0:29:13	自営建屋の下のエリアは
0:29:16	上側の塊に緑が行ってますけどそこは
0:29:20	ずっと引っ張ってきてこの2台で上げられるように設計してるっていうことですね。
0:29:27	日本原燃サクラバその通りでありまして一井建屋建屋のところがこのキー未元にP A建屋D C建屋よりも、
0:29:39	低いもうレベルになってますので水が、この仕立てをに集水されるということでもあります。
0:29:49	はい。規制庁岡部です。わかりました。それで最後に聞いたようなところはいいんですけど、それまできちっと要はエリアに対して
0:30:03	まずはこの一つの建屋、複数の建屋をまずエリアとしてグルーピングしますと、そのグループさん、グルーピングした中に耐震性を
0:30:13	持たせた、ピットなり
0:30:17	ポンプを持たせたシャフトが伝えて最低じゃないですか、二つありますと。
0:30:24	それぞれ100%容量です。その中には二つポンプがありますみたいな話をですね、
0:30:33	先ほどの設計概要ですから、34番にちょっと書き下して説明をしていただきたいと思ってるんですけど、よろしいですかね。

0:30:44	日本原燃桜庭です。了解しました記載いたします。
0:30:52	はい。規制庁深見です。よろしくお願いします。
0:31:01	ちなみに、今の話ですけど38ページに書いたつもりとか、
0:31:07	ということですかその辺ってどう、どうですか。
0:31:20	2、4K値サクラバです。
0:31:24	この記載だとちょっとたり、30億円足りないので、34ページに先ほど説明した内容をきちんと書きたいと思います。
0:31:37	はい、規制庁カミデです。そうですねパッと読んであれっと思ったんですけどやっぱりこれじゃ、今の話はよく見えないからちょっと適切な場所に書いていただいてということをお願いします。あと、
0:31:51	41ページのところで、設計基準を超える地震の考慮って表であってですね。
0:32:00	制御機能のところがバーになってる理由がよくわからなかったんですけど解説してもらえますか。
0:32:08	日本原燃の中谷です。
0:32:10	制御盤のところはですね一応1.2S s相当の地震が発生した場合にですね、一応機能喪失した場合に、何を制御盤も含めて機能喪失すると想定しています。
0:32:23	その時にいわゆる可搬対応としてどうしますかといった時にですね、一応
0:32:38	バウンダ。
0:32:41	ちょっとすみません多く、
0:32:47	日本原燃の中谷です。
0:32:49	一応1.2S sの地震を超えた場合にですね一応制御盤機能を喪失しますんで、今回、可搬型対応としては、いわゆる、
0:33:00	ポンプとですねはホースと可搬発電機を準備しますということで、ここはちょっと可搬型対応というところでの対応はないというところですねちょっとバーとして示しております。以上、以上です。
0:33:17	再成長カミデです
0:33:20	該当する可搬型設備がないということでバーにしてると思うんですけど、本当にそれでいいんですかっていうことをお聞きしていただくとですね。
0:33:32	用水検出器だとか制御盤、特に水位、今水位がどこにあるかっていうことを、
0:33:40	半対応になった時に把握する必要がなくて、なぜいいのかっていうことで、

0:33:49	把握する必要があるのであればものなのか人なのかっていうところでもあるんですけど、ちょっとその辺りをちゃんともう少し掘り下げて、
0:34:00	説明していただけますか。
0:34:05	日本原燃の中谷です。今はちょっと1でですね監視することを考えてます以上です。
0:34:14	はい。規制庁カミデです。で、
0:34:16	あれですね地下水っていうことなので、今地下水どこにあるかっていうのは、
0:34:24	どの米、今長やって、
0:34:30	把握するのかっていう考えはありますか。
0:34:36	日本原燃の桜庭です。可搬のポンプを持って行って、水がなくなれば排出量が、上に上がってくる排水量が、
0:34:48	少なくなるんでそれでもって、三つ盗難というかその水を相対的に監視していきたいというふうに考えてます。
0:35:03	はい。規制庁菅です。基本的には以前外の外から車埠頭の蓋を開けて、そこに可搬のポンプ大津
0:35:13	込むときに、運転員の目視で水がどこまであるかっていうのはわかるし、それは継続監視することで、今、
0:35:24	解すべきとか、今はしなくていいとかっていう判断ができるっていうことですかね。
0:35:38	日本原燃、桜庭はい。おっしゃる通りです。
0:35:44	はい。規制庁深見です。であれば
0:35:47	淡々にバーにするわけではなく、するだけではなくてですね、そういう可搬の運転可搬を、
0:35:56	使う運転員の対応とかバーにしても中キーをつけてですね下にこういう対応をしますと今説明いただいたようなことが、
0:36:07	ことがあるから、
0:36:09	特段、設備としては制御制御機能として、特段設備対応は不要だと、いうことがわかるようにしておいて、
0:36:20	日本原燃桜庭です。はい。はい。理解しましたそのような記載をしたいと考えます。はい。
0:36:28	すみません規制庁コサクです。その時に、どんなその人の関与があるのかっていうことに対応してその要因、
0:36:37	の確保とかですね、そこら辺で問題がないのかっていうところは確認しておきたいので、どんな作業になるかも明示的にしておいていただければと思います。



0:36:48	はい。日本原燃桜庭です。はい、了解しましたはい。
0:36:55	はい。規制庁管です。一応私の方から4ポツ、地下水反映設備に対しては以上。
0:37:07	規制庁の岸野です。先ほど説明のあった36ページの図を見ますと、
0:37:15	耐震性を有するサブドレン。
0:37:19	地下水排水設備はどれかというのはわかるんですけども、どういう施設に対して、どの施設との施設の地下水排水設備をS sないし1.2S sに持たせる設計とするか。
0:37:32	いうのを、何か整理された形でこの資料のところで示されている場所ってありましたでしょうか。
0:37:43	日本原燃稲葉です。はい。冒頭最初の方にですね、神谷さんからご指摘あったように、まず
0:37:51	高瀬地下水をどのように設定するのかというところについて整理した上でですね、この地下水排水設備のエリアの考え方を含めて、
0:38:00	考え方をちょっと整理できなかったなのでそこは改めて、
0:38:04	2ポツですかね、その方の表を整理することとあわせて、
0:38:08	地下設備のエリアの考え方等についても整理したいと思います。以上です。
0:38:13	規制庁の岸です。はい、わかりました。すみませんちょっと先ほど、通信が途切れてたメンバーって聞き漏らしたかもしれませんが、そういう対応でしたら結構です。
0:38:21	その対応の中で、衛藤、
0:38:25	S s設計をする、1.2で設計をする、施設名称のリストか何かで整理されるという、そういうことで、
0:38:34	日本原燃イナヅマです。はい。そのような理解で結構でございます。建物構築物の想定する
0:38:41	地震等、地震力に相当するもので司翠川も設計するというところでございますのでそれがわかるような形で整理したいと思います。以上です。
0:38:51	規制庁の岸田です。はい、わかりました。私から以上です。
0:38:57	規制庁コサクです念のため確認なんですけど、36ページのズーだと。
0:39:06	エリア、特に
0:39:09	紫色っていうんですかね、左下側のエリアは、大分離れた建屋まで一体にしてそれを連結するように、
0:39:21	配管が埋められているということのようなんですけど、
0:39:26	こういったものは従前からこうなっていて追加工事がされてるということじゃないっていう理解でいいですか。

0:39:36	日本原燃桜庭です。集水管の一部は追加で
0:39:44	繋ぎました。
0:39:47	わかりました。
0:39:51	斥候人情。
0:39:54	どこを追加したかどうカーマで、
0:39:58	明確にした方がいいのかどうかちょっとよくわかりませんが、
0:40:04	本文事項であれば明確にするというところはあるんですが、これは本文としては防止、
0:40:13	とはいかんまでお目。
0:40:15	国にしない。
0:40:18	いいんでしたっけどうなりました。すいません。
0:40:24	日本原燃、桜庭です
0:40:27	37 ページー2 位、ちょっと既設新設はちょっと一緒になってますけど、集水管及びサブドレン管というので、つないでるところはわかるようにしてるんしております。
0:40:42	それで回答になってますでしょうか。すいません、回答になってなくてですね、これを、
0:40:50	まず設工認上の本文としてどれだけ扱う形にしてみましたでしょうかということと、それに応じて、へん
0:41:00	既設からの変更点というのを明示する必要があるのかどうかと。
0:41:06	いうことなんですけど。
0:41:13	日本原燃になってます。はい。まず本文事項かどうかというところにつきましてはこういった配置図につきましては本文事項になってございません。本文には、地下水圧によって、
0:41:26	建物周辺の地下性を下げるために設置するところを記載しているところがございます。
0:41:32	以上です。
0:41:34	コサクです排水能力はもう少し具体 2 本分にするんじゃなかったでしたっけ。
0:41:44	規制庁上出です。本店の耐震の本部の方針だけではなくて仕様表とかも含めて事業者の方から状況説明してもらえればと思いますけど、仕様表は、
0:41:57	地下水排水設備でテックでその辺も含めてなんですけど、
0:42:04	日本原燃の中谷です。
0:42:07	こちらの仕様表の展開としては共通 09 とですね調整しまして、今現在、地下水排水設備としまして、いろいろポンプ A 系、

0:42:18	配水管というところでの使用展開を考えております。あと今後、いわゆる発電機、寝よ燃料要所等燃料配管というの使用料対象として今考えております。以上です。
0:42:35	はい。補足ですとすると、連結している配管とか、何かその追加物があればそれは追加だということがわかるようにしていただくということだと思んですけど、検討されてますか。
0:43:07	本が出てます。
0:43:16	9番清家緊対所、
0:43:19	日本原燃桜庭です。
0:43:23	この連結か。
0:43:26	んついてはね、
0:43:30	古作です別に連結のところだけを言ってるんじゃなくて、先ほど追加設置している配管があるというふうに言われてたので、それを設工認上ちゃんと明確にしてくださいねという、いうふうに、
0:43:41	指摘をしたというふうに思っただけだと思います。
0:43:47	日本原燃の中谷です。城設工認の中では、今後ですね設備系統の概要図とかですね、全体の配置図の中でですね、そこで追加されたですね、いわゆる集水管とかというところは明確にしたいと思います以上です。
0:44:03	はい。補足ですよろしくお願いします。
0:44:17	えっと、
0:44:18	規制庁ハバサキですか。38ページ、設計方針ということで、調査、構成地下水排水設備の設計的な構成が説明されてますが、ちょっとその中で確認したいのは、中ほどにですね、
0:44:34	防護蓋を設けることによって、閉塞防止対策を実施すると書いてあるんですけども、この防護蓋っていうのは、地下水排水設備としての構成設備になるのでしょうか。
0:44:51	日本原燃、桜庭です遅効性排水設備の構成設備となります。
0:45:00	規制庁浜崎です。そうすると、41ページの方に表が出ててそこには、防護蓋という表記がないんですが、これは記載漏れと、
0:45:09	ということですか。
0:45:16	日本原燃桜庭です。すいません記載漏れてましたので、
0:45:22	併記します。
0:45:24	規制庁浜崎です。
0:45:26	わかりました記載をお願いしたいんですが。それで、ちょっと38ページの中段から下ぐらいのところですね、下の分ぐらいのところに、どういふ場合に防護蓋を設置するというような記載が、

0:45:41	書いてあるんです。それで、基本的には耐震ポンプを設置するピットに関しては、本蓋を設けるといふふうに理解しができるんですけども、②のところの、
0:45:52	耐震ポンプを設置しない場合に関しては、サプレッサフトの耐震性が、
0:45:59	確保されてない場合に、
0:46:02	防護蓋を設けると。
0:46:04	で、
0:46:07	確保する場合は、
0:46:09	防護蓋を設けない人も一応存在する。ちょっとこの②。どういう場合に、もう、防護蓋を設けてどういう場合にも設けないのかちょっと説明をわかりやすくしてもらえますでしょうか。
0:46:21	日本原燃桜庭です。
0:46:23	まずですね、①の耐震ポンプを設置するピットについては防護太は設けません。これはシャフトをについても、耐震性を確保するように、
0:46:35	きているためです。それで②についてですね、これ二つあります。
0:46:44	一つはシャッポが損傷することを
0:46:49	想定される場合には防護蓋を設けると。
0:46:53	もう一つは例えば、基礎地盤改良等で、シャフトの耐震性を評価できるものについては、当社の流入等のリアーは考えられないことからそういう項目では設けないというところになっております。
0:47:09	それでよろしかったでしょうか。
0:47:12	成長幅だけです。まずですね最初の話耐震ポンプを設置する、ピットに関しては本負担は設けないっていふふうにおっしゃった方を記憶してるんですが、その
0:47:22	灯油
0:47:23	運用ぐらい上のところの文章読む限りでは、耐震ポンプを設置すること に取水するための経路内のピットに防護蓋を設けることによって書いてあるんですが、先ほど①の時の説明と、
0:47:35	ちょっと矛盾してるかなと思っております。そうじゃないですか。すいません最初の記載が適正じゃないので、ありません。①の耐震ポンプ設置するところについてはポンプは設けたいというのが、
0:47:51	今の設計方針でありますので、それがわかるように記載を適正化いたします。
0:47:59	はい。千原土岐ですまずその適正化をお願いしたいのと、02課としては、基本スタンスとして、シャープ等の耐震性確保、

0:48:10	されないものに関しては、防護蓋を設けると。
0:48:13	基本スタンスとしてで、具体的にどンドンシャフトなりピットにふたを設ける、設けないっていうのは、これ一等、あと段階になるんだかと思えますけれども、具体的な説明はあるということで理解しとけばよろしいでしょうか。
0:48:28	日本原燃桜庭です。設ける防護フードを設けるところと設けないところを明確にしてお示しいたします。
0:48:37	はい。以上です。はい。規制庁浜崎です。理解しましたのでちょっと記載の適正化とか、
0:48:46	抜けがあるところもあったりなのでそちらの方、確実に修正のほうお願いします。
0:48:52	と私は1から以上です。
0:48:54	基本検査からです了解しました。
0:48:57	規制庁コサクです。今の点で使い分けについてはわかっ
0:49:03	たんですけど、
0:49:08	等、ちょっと今の話で気になったのワー地盤改良等耐震性が確保できるというするもの。
0:49:17	なったものはみたいな形で言われていてですね、そうするとシャフトの耐震性の評価っていうのが結構バリエーションがあるのかなというところがちょっと心配なんですけどそのあたり、
0:49:32	次回の説明にはなると思うんですが、
0:49:35	どの程度検討が進んでいるものなんでしょうか。
0:49:40	日本原燃桜庭です。
0:49:44	耐震性を持たせる、考えは地盤改良等をですね、実施して、持たせ得るようにしております。
0:49:56	あとそれからそうですね。
0:50:00	何て言いますかね。すいません。地盤改良で持たせるという説明がいまいち中途半端だったから、はい飛来物防護ネットの耐震性説明で大分手間取ったと。
0:50:13	いうところであって、
0:50:15	またシャフトD、
0:50:17	こういう、周辺の設備ではありつつも、そこでこけて時間かけてもしょうがないですよっていうところがあってですね、ちゃんと説明できるようになってますかっていうことなんですけど。
0:50:32	日本原燃桜庭です。きちんと説明するようにいたします。はい。

0:50:39	はい。補足ですその点で改良地盤をどういうふうにモデル化します。その周辺からの影響をどう評価できるようにしてとかっていうところの考えを整理をしておかないとですね。
0:50:52	申請後にもめてまた時間がかかるってところはそちらの方でも不本意だと思いますので、しっかりと類型整理をして、評価方法で疑義のないように、対応をお願いします。
0:51:04	同じ、もう一つ評価ポイントとして気になってるのが、
0:51:10	今話題になった、すいません。何でしたっけ、防護豚でしたっけ。
0:51:17	大事ですね、防護豚の強度評価。
0:51:21	というか荷重条件というか、
0:51:23	どうしてるのかなってということで、僕田之上の方を耐震、
0:51:32	一応損傷してもいいということにするわけで、そうすると上から瓦れきが落ちてくると。
0:51:39	いう想定をするんだと思うんですけど。
0:51:43	まず、
0:51:45	その辺りで長期荷重というのかどうかわかりませんがそのあたりの扱いはどう整理されてるんでしょうか。
0:51:52	日本原燃桜庭です。防護豚については、ウェート値、
0:52:00	市場まで当社が埋まった場合を想定しまして、防護型の会評価をやっておりますので、それで説明する、する予定であります。
0:52:15	規制庁コサクです
0:52:17	荷重的な想定は丸々埋まった場合ということで理解しました。それはあれですか。
0:52:26	耐震強化の中に、荷重としても埋め込んでしまうってことなのか別途の評価パターンをふやしてやるのか、どの位置でその荷重を入れるのかっていうのを教えてください。
0:52:42	日本原燃桜庭です5分たについては5分と単独で、その上に当社が乗った地上が乗った時に、持つかどうかという検討をしておりますので、
0:52:56	すいませんコサクです。僕クボタの評価においてなのは自明であって、はい。
0:53:01	五分他の数Fの荷重に、
0:53:07	組み合わせてやるのか。
0:53:10	或いは、SDなのか。
0:53:13	そのあたりの組み合わせの考え方を説明してください。
0:53:18	日本原燃桜庭です。

0:53:21	オオムタについては
0:53:25	何、庄子長寿のより当社の荷重に対して持たせることにしまして、土砂が流出、流入した時の荷重しまして、評価しまして
0:53:38	S s の荷重と組み合わせることは考えておりません。
0:53:43	コサクですけど、S D は、
0:53:50	日本原燃桜庭です S D も、今考えておりません。
0:53:56	規制庁コサクですけどそれロジック通ってますか。
0:54:02	日本原燃桜庭です。この
0:54:05	耐震 A クラスには、ローン庫数の括弧 S S で考えてますので、これで良いかなと考えてます。
0:54:18	加古 S S だったら、長期で機能を維持しなくてもいいんですか。
0:54:36	すいません。日本経済ちょっとお待ちください。
0:55:52	日本原燃桜庭です。その S D とか今のご指摘を踏まえてですね設計方針をちょっと
0:56:02	だんだんちょっと精査してへの報告、後日報告したいと思います。
0:56:08	はい。補足ですよろしく申し上げます。
0:56:12	第 1 回申請の全体、特に M O X の方ですけど、機能を、
0:56:19	それぞれの機能の目的なりをちゃんと理解をし、それが達成できるように、耐震設計としてどうするのかと。
0:56:27	いうことを展開していただいていたと思いますので、同じように体系整理をしてどういった評価であるべきかというのをまとめていただければと思います。よろしく申し上げます。
0:56:39	日本原燃 S C A R A B E E 了解いたしました。
0:57:00	規制庁カミデです。
0:57:03	高谷さんは進行されないんですか。はい。規制庁武田です。私の方で進行します。
0:57:10	それでは、
0:57:12	4 ポツの地下水排水設備はその他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:57:21	よろしいでしょうか。
0:57:23	それでは 5 ポツの液状化評価について、規制庁側から確認あればお願いします。
0:57:35	規制庁の岸野です。
0:57:37	43 ページ以降の内容についてちょっと確認なんですけど、事業者の説明の冒頭で、
0:57:46	43 ページの説明等、

0:57:51	農との間に、不整合がありましたっていうお話があったんですけども、
0:57:57	具体的にどこがどう不整合だったのを説明いただけますでしょうか。
0:58:05	はい、日本原燃イナヅマです。
0:58:07	はい。まず文章の方ですと、まず冒頭、一段落目でございますが、
0:58:13	最初の文章のところ液状化評価の際には、地下水位の設定が非常にあるということの上で、
0:58:20	基礎構造について基礎形式に着目して、液状化の影響が想定される杭基礎の阿藤。
0:58:28	ここに構築物について、屋外重要土木構造物についてはっていうなご記載があるんですけどもそちらの方の、
0:58:34	対応するですねちょっとフローと、そこはですね、記載がないというところもございますのでそこの方をちょっと適切にですね、見直したいというふうに考えてございます以上です。
0:58:46	規制庁の岸野です。ちょっとわからないんですけども、
0:58:50	43 ページの 1 パラグラフ目では基礎形式に着目して、
0:58:56	奥井木曾や屋外重要については、液状化を評価しますが、
0:59:01	マーメイドロック等で岩着しているものは、
0:59:04	周辺の地盤状況に係る整理を行った上で、
0:59:08	その検討の対象を選定します。
0:59:10	書いてるんですけど、一方フローはそのようにはなっていないということで、こちらの方をどのように直す方針なのかを教えてくださいませんか。
0:59:26	日本原燃伊奈様です。はい。こちらにつきましては、現状ちょっとフロー、
0:59:31	お待ちください。
0:59:44	日本原燃の宮本でございます。今ちょっとイナヅマからもちょっと説明あったと思う。基礎形式についてのところの文章を少し、改めたいなというように今考えてます。
0:59:58	清町の岸野です。
1:00:00	具体的には、
1:00:02	フローの方は特に基礎形式に応じて、施設周辺の地盤状況に係る整理をやる、やらないと言った訳はされてないんで、
1:00:12	23 ページの文書の方もフローに合わせて修正すると。



1:00:17	施設にかかわらず、施設周辺の地盤状況の整理を行った上で検討を進めると、そういう理解、そういうふうに修正するという理解でよろしいでしょうか。
1:00:28	はい。日本原燃の皆さん、今岸野さんおっしゃってる通りで、フローではその基礎形式とかそういうのが出てきてないもんですから、それをちょっと
1:00:38	玄人文書が対応できるようにといったところで、冒頭の評価を新文章直させていただきますと思います。
1:00:46	規制庁の岸野です。
1:00:48	はい。
1:00:49	基礎形式にかかわらず、フローに沿った方法でやる御説明だとか。
1:00:55	下ですがもし間違っていたらまた教えていただければと思いますが、
1:01:00	そういった感じですね、今回この43ページ以降で説明される液状化の評価の全体方針については、個別具体詳細の内容ってのはそれぞれの申請会議の中で当然説明があってそこまでは、また地域から立ち入らない部分もあるかと思うんですけど、
1:01:17	今回のその全体方針を示す中での不整合とか、
1:01:22	建物ごとにですね、特徴とか設計思想の考え方の違いとかで違いを持たせる部分についてはその理由も含めての説明力が、
1:01:32	あるべきかと思うんですがそういう観点で、幾つか不明点がありまして、今確認させていただいた以外もですね、ちょっと確認したいところがありますので、
1:01:45	幾つか質問させていただきます。
1:01:48	まずこの46ページのフロー図なんですけれども、
1:01:52	上から四つめが、先ほど言われた施設周辺の地盤状況に係る整理ということで、
1:01:59	これを、どの施設についても困難という、
1:02:03	ことだと思えます。
1:02:04	これも具体的な中身はっていうと、
1:02:08	51ページに同じ名前の見だしで、施設周辺の地盤状況をポツンとありますけれども、
1:02:19	こちらで説明してる内容っていうのは、地盤改良体とかが、液状。
1:02:25	かーするかしないかって言うか状態に着目した説明のみになってるので、
1:02:32	26ページのフロー図の、
1:02:35	四つめの、

1:02:37	箱の
1:02:39	整理を行ってその下の液状化の影響を考慮するしないっていう、この改良体だけで着目した判断ですけどちょっと思えないんですけども。
1:02:48	施設周辺の地盤状況に係る整理っていうのが、
1:02:52	具体的にどういうものをイメージされているのかを説明いただけますでしょうか。
1:02:57	日本原燃の宮元でございます。例えばですねタツノ切っ基礎、今いろいろ液状化の方針書いてますけどその周りを見て、ちょっとモデル化するところとかで、
1:03:10	例えば、液状化対象層が存在する場合とか、
1:03:15	という場合には、液状化をすると。
1:03:18	というような方針で考慮した設計をする、しない設計もするといったような、ちょっと整理を、あと、
1:03:26	逐次、周辺というのは、液状化対象層以外にも、地盤改良だったり、建物だったり、動だったりも含んだりするんで、そういうのを勘案しながら、モデル化してるんですけど、
1:03:38	そこら辺の整理ということを考えてます。
1:03:44	社長の岸野です。はい。わかりました。ただ、ちょっと今の説明の中で施設の周囲に浄化槽があるかどうか。
1:03:53	ていったものも含まれてましたけど、
1:03:56	これは、このフローの
1:03:58	真ん中ぐらいですか、①②③④の箱のすぐ1に、
1:04:04	液状化対象層が分布しているかっていうのが来てて、同じのを2回やるとちょっと思えないんでこの辺りっていうのは、多分、上の施設周辺の地盤状況に係る整理の内容等、
1:04:17	住み分けというか整理がちょっとまず十分できてないような印象を受けたんですけども、この辺りはいかがですか。
1:04:35	日本原燃の宮本です。そうですね。
1:04:40	フローで、1回整理してもう1回また判断フローが出てきたりしてるんで、
1:04:47	ちょっとこの時試運地盤の状況に関わる整理っていうところです。もうちょっと具体的に書きたいと思います。
1:04:59	規制庁の岸野です。はい。
1:05:02	そうですね。現状の説明だと、小野瀬周辺の地盤状況に係る整理っていうのは改良度のことにしか触れていなくて今宮本さんが口頭でおっしゃった、周辺に液状

1:05:13	化層があるかとか、或いは堂々とかの構築物の状況はどうだっというところについては一切まだ説明が入っていないかと思います。
1:05:24	ので、この辺りっというのは、説明を加えていただきたいと思っていますし、場所としては先ほどの5ポツ、
1:05:34	2本の中に入れるのか、ちょっと校正おまかせしますが、説明の追加をしていただきたいのですけれども、それ、それは大丈夫ですか。
1:05:45	日本原燃の宮田です。追加するようにいたします。いくべく、種詳細にですね、なるべく詳細にちょっと地盤、周辺の
1:05:55	整理ってどういうことやってんのっというのを記載するように、
1:05:59	新しく項目設けてきたいと思っています。
1:06:03	説明します。はい、わかりました。ちょっと確認ですけど、どういうふうに整理しているのっということからすると、もうすでに整理はある程度進んでいるということかと。
1:06:13	思いましたけれども、その整理の中で、今回もうすでに検討している、4ページの
1:06:21	ていうのも、同じ整理の考え方に沿って今回液状化の評価をするんだっという説明ができるものと考えてよろしいですか。
1:06:30	2本目の病棟です。そうおっしゃる通りでございます。
1:06:33	規制庁の一井です。はい、わかりました。
1:06:36	今回の説明として、詳細は次回としても、それに実数の実績としてやっている、4部位のその評価方針とそごがあっはいけないと思いますので、
1:06:48	そこら辺は、ちゃんと整合がとれる形で全体方針が、全体方針の中で、この施設周辺の地盤条項から整理という考え方が整理される。
1:06:58	理解しましたので、それをちゃんとですね説明できるように、
1:07:04	整理をしていただければと思います。
1:07:07	よろしくお願ひします。五味小田で承知いたしました。
1:07:12	はい。
1:07:13	あとそれとです。
1:07:16	うん。
1:07:17	へえ。
1:07:20	4、47ページ。
1:07:27	47、48ページですね。
1:07:29	これは多分、どの施設にも共通する考え方として、液状化による影響維持、①から⑥に対する検討の方針というのを述べている。
1:07:40	野田と思いますけれども、

1:07:43	①と③は、それぞれの一行目に、
1:07:48	施設の周囲に液状化対象層が分布する場合にはっていう条件があります。こういう場合には検討しますという意味かと思います。
1:07:58	②と④は、施設が液状化対象層に設置されている場合には、
1:08:04	やりますとあって、それぞれ、検討を始める条件っていうものの記載が違ってんですけど、
1:08:11	①③と②④とでは、
1:08:15	どういう場合に検討するかというものがそれぞれ違うものだという理解でよろしいんですか。
1:08:25	日本原燃の湊です。すいません。これは我々のちょっとミスで、これ一緒ですね、液状化対象層が分布する場合には、が正しいですね。
1:08:37	町長です。施設の周囲に、
1:08:40	分布する場合にはと。
1:08:42	施設が非常に対象層に設置されているこれはつまり、規制、その下部に液状化対象層が分布する場合はっていう意味かなと読んだんですけど、
1:08:51	要は、周囲のか。
1:08:53	下部の下で使い分けているのかなと思ったんですが、そういった意図はなくて全部同じだっていうご説明なんでしょうか。
1:09:02	日本原燃の三野藤でございます。基本的に耐震対象施設っていうのはこの沈下に対しては、基本岩盤とかMMRに設置されてるんで
1:09:12	沈下っていうことはないんですけどその周辺っていうのは、液状化が分布してたら飯田以上が対象とB o o kしてたり、そういうような、花強いなもんですからそういう書きの方がいいのかなと思いました。
1:09:26	規制庁の岸野です。わかりました。
1:09:29	そうしますと、ちょっと、
1:09:32	ページは、
1:09:33	飛びますけども今回の4原因についての検討結果が後ろの175ページで、
1:09:44	説明があって活動に対する評価っていう、
1:09:47	ですけれども、
1:09:51	ここではですね、最初のパラグラフで、
1:09:55	ここじゃないな。
1:09:58	どこだっけ。
1:10:10	すいませんちょっと具体的な記載場所を忘れてしまいましたが、
1:10:15	175ページ周辺でですね、要望については、液状化発想。

1:10:22	施設が液状化層に設置されているわけではないので検討は本来必要ないけれどもやりましたというような説明がここにあるんですね。
1:10:31	そういった、検討の、その取れないんだっていう条件っていうものが、不整合といいますか、ちゃんと整理されていないようなところもあるかと思しますので、その営業面での説明内容、
1:10:44	踏まえてですね、ちょっと整合とれた説明にさせていただければと思うんですけれども。
1:10:51	ちょっと具体箇所が指摘できなくてすいません。趣旨については、2番目の宮田でございます。
1:10:57	例えばですね、48ページのところの施設の活動のところも同じような表現になってるんで、多分岸野さんが多分活動のところ見られておっしゃってるんだと思うんですけど、
1:11:10	ここの適正な記載、先ほど私が言ったような液状化対象層、施設周辺には液状化対象層が分布する場合には、という言葉に、
1:11:20	こちらの方、48ページ目を直ささせていただいて、その機器側の方の送付資料についても同じような記載に修正させていただきたいと思えます。
1:11:31	規制庁の岸田です。はい、わかりましたよろしくお願ひします。
1:11:35	それと、48ページの⑥番。
1:11:38	ですけれども、
1:11:40	ここはですね。
1:11:41	当施設の周辺地盤状況を踏まえ、浮き上がりの可能性の有無を確認すると。
1:11:47	いう説明なんです、46ページのフロー図の⑥、キアガリの
1:11:54	すぐ下のダイヤを見ると、
1:11:56	施設の周囲に液状化対象層が分布してるか否かで、検討するかしないかってのは判断してるようですが、ここもやはり内容的には不整合かと思えます。
1:12:07	どちらが正しいというか、どちらの方向で事業者考えてるんでしょうか。
1:12:12	施設IIのところには経常化対象層がある場合ですねすいませんこれも手フローと整合してないんで、記載の方を合わせるようにいたします。
1:12:24	規制庁仁木です。今のご説明は、48ページ⑥も方が急いだということですね。
1:12:35	日本原燃梅津層そうですね。おっしゃる通りでございます。
1:12:38	違う。
1:12:40	ごめんなさい、48ページ目の構造物の下のところが、施設の

1:12:47	地盤状況を考えていったところを、一つの液状化対象層が分布する施設周辺に液状化対策法が分布せんとする場合には、
1:12:57	言った文章に整合させたいと思います。
1:13:01	規制庁の岸ですはい、わかりました。すみませんちょっと私勘違いしてははい、その方向でお願いします。
1:13:08	それと、
1:13:16	んとですね。
1:13:18	ちょっと後ろの方になりますけど、
1:13:21	建物について説明をした 61 ページと 62 ページの説明の内容なんですが、
1:13:29	ここはですね、先ほど、
1:13:34	50、
1:13:45	先ほどの 47 ページ 48 ページで説明された影響維持①から⑥に対する書きっぷりが、
1:13:53	労働とか杭基礎等、違ってて、もう 61 ページ 62 ページ、建屋に関しては、まず④活動って出ていたものが、ここでは出てこない。
1:14:06	で、②沈下③テントだったものが、61 ページの②と一緒にくたにされているということなんですけれども、
1:14:15	これは、
1:14:17	P R 活動を検討しないと、6 項目の評価方法っていうのが、ここではまた別のものになるという説明になるんでしょうか。ここでの説明内容を教えていただき、
1:14:35	日本原燃の宮本でございます。すみません。これ、
1:14:39	同じ内容ですんで、同じ内容の①から⑥に対する液状化因子についての記載に改めたいと思います。全部一緒のことをやってやるんですけど、
1:14:51	それぞれちょっと作成者が違ってましたから申し訳ございません。
1:15:02	規制庁の岸です。
1:15:06	作成者が違うとそれぞれバラバラのもので一つの資料として出てくるといことになっちゃうんでしょうか。全体を横並びで見て、当然整合があったらまた調整するっていうプロセスがあるかなと思うんですが、
1:15:19	この資料に関しては、プロセスを入れてないということになるんですか。
1:15:25	日本原燃の東です。はい。大変申し上げた私の方でよくナビは見ていたんですけど、こちらの方をしっかりと、

1:15:31	建物、堂々また構築物、進めて、しっかりと同じようなトーンで記載すべきところを、具体的な方というところが、
1:15:41	当然今後しっかりと修正して提出したいと思います。以上です。
1:15:47	規制庁の岸野です。私ちょっと冒頭で申し上げましたように、杭基礎や道道建屋それぞれの設計思想の違いとか構造的な特徴の違いに応じて、
1:15:58	全体方針として整合をとりつつも、施設ごとに、一部違った考え方を入れますというようなものがあり得るのかなと思って、例えばどういう考えに基づくものだろうと、確認したんですけども、ここはもう単純に、
1:16:14	そろえ忘れてましたっていうような内容かと、理解しましたので、そこ次回ですねちゃんと。
1:16:20	そういったことがないように、精査を行った上で資料の方を出していただきたいと思います。
1:16:27	日本原燃赤松はい。川辺それぞれの施設の考えるべき、設計を踏まえた上で、しっかりと記載を見直したいと思います。以上です。
1:16:38	院長の千野です。
1:16:41	点です。ちょっと戻ります先ほど 51 ページ 5 ポツの内容について少し、
1:16:47	話題にしましたけれども、
1:16:49	高活用の中、
1:16:51	真ん中より下のクラブ指導員上記 3 種類の改良地盤のっていう説明があって、ここでおうとしているのは、流動化処理どう。
1:17:03	も含めて、まがい量地盤そのものが液状化しない材料であるかどうかを確認するという説明かなと理解しているんですけども。
1:17:14	次の 52 ページ上の表にあるように、三種類の改良地盤ってというのは、改良地盤 A B と流動化処理で、
1:17:24	改良地盤 A P っていうのは変形抑制とか、浮き上がり防止を目的とした改良体なので、それ。
1:17:32	ええ。
1:17:33	耐えられる設計は当然なされている。
1:17:36	んですけども、一方流動箇所よっての施工性向上、つまり、
1:17:40	ちょっと低圧とかができないような狭いところに、単に流し込むだけで施工できるといった観点から、やっているとすればですね、変形抑制とか浮き上がり防止みたいなしっかりしたものの。
1:17:53	等、品質に差があるんじゃないかなというふうにも見受けられます。なので、この流動化処理等をモデル化するしないっていう判断においては、

1:18:04	改良地盤で、ちゃんと液状化しないとみなせますよってという説明と、同等の説明が流動化処理にとっても当然必要になってくるかと思うんですが、その辺りは、
1:18:18	準備の方は大丈夫でしょうか。
1:18:22	日本原燃の三尾でございます。流動化処理移動についても、基本V s今480ぐらいあるんですけど、基本的に液状化はしません。ただ地盤改良A Bに比べたら、
1:18:37	強度的には低いと。
1:18:41	いった形で、少しですねこの週1施設周辺の地盤状況のところの記載に、ちょっと流動化処理等の文章も、
1:18:52	ちょっと少しそういった強度の観点からもですね、ちょっと記載を報告したいと思います。
1:19:21	規制庁の岸野です。音声聞こえてますでしょうか。
1:19:25	今、すみません、今聞こえましたけど、ちょっと私の質問に対する、宮本さんのご説明始まったところからすいません。通信でてしまったので、もう一度ご回答いただいてもよろしいでしょうか。
1:19:43	流動化処理についてもですね。はい。その通りです。はい。のことですよね。
1:19:49	自分改良とかBとかよりは、V S 80ということで、落ちるんですけど液状化はしないような材料でございます。この品数の方もですね、
1:20:01	施工管理で確認しております、ちょっと次回以降ですね、参考。
1:20:10	3工場、参考情報としてですね、流動化処理での一軸圧縮強度とか、そういったところの整理結果はしたいと思っております。
1:20:23	節のキシノです。はい。
1:20:25	少し気にしているのは、変形抑制とか浮き上がり防止とかの地盤改良であれば、その現場で施工する前の材料品質も当然管理しているし、
1:20:38	施工した後の施工品質の管理もされているかと思えます。要は品質管理が継続されているに対して、流動化車両だとそこまで手をつけないんじゃないかなと思ったんですけども、
1:20:49	それは、きちんと、例えば材料品質管理試験だとか、施工管理のデータだとか、それを地盤の地盤改良と同程度の、信頼おけるデータをそろえられますよという、
1:21:01	そういう御説明ということで理解しておけばよろしいですか。
1:21:05	日本原燃の宮田です。その通りでございます。
1:21:08	91です。はい、わかりました。はい。それでしたら、次回以降ですね、そういったデータを紙ベースが示されて、それは



1:21:18	説明しやすくしやすさから判断していただいて結構ですので、次回、申請に向けての準備の方粛々と進めていただければと。
1:21:26	ます。
1:21:28	日本原燃の三浦です。承知いたしました。
1:21:31	はい。規制庁の金です。私から以上になります。
1:21:38	規制庁の竹田です。その他はポポツで、規制庁側から確認はございますでしょうか。
1:21:49	私から確認させていただきたいんですけども、
1:21:55	後、
1:21:56	47 ページでしょうか。
1:21:59	5 ポツの 2 の液状化による影響因子の抽出のところで、
1:22:05	(1) の 2 段、
1:22:09	ラクめツガネ。
1:22:12	ご提示
1:22:13	人事に行き地盤が液状化する等ということで①から⑥まで、懸念されるということで書いているんですけど、
1:22:24	5、
1:22:25	⑤と⑥については周辺状況により影響の有無を確認するという事なんですけれど、
1:22:34	46 ページのフローを見ますと、⑤についてもフロー上は有効力解析による影響は行うという記載があるんですけど、このフローと 47 ページ目の記載というのはどういう関係になるんでしょうか。
1:22:50	整合がとれてるのかどうか、説明をお願いします。
1:23:09	日本原燃の宮本でございます。
1:23:12	有効力解析はもし、
1:23:16	ここに書いてあるように、
1:23:19	ぶら下がるところから 100 メートル以内だったら有効力解析を実施することってということで、周辺状況の地盤状況をかんがみながら、ということで、
1:23:31	一応整合して書いたつもりだったんですけどちょっと、先ほど岸野さんからのコメントにもあったように、
1:23:38	整合が一れるように、わかりにくいといったことであれば少し整合とれるようにさして、フローなり文書なりをちょっと修正させていただきます。
1:23:54	規制庁の竹田です。わかりましたお願いいたします。
1:23:59	それに関連するところろうとしましては、

1:24:10	少々お待ちください。
1:24:22	55 ページの 05 の説明なんですけれど、
1:24:27	あとこれは何となく確認なんですけれど、
1:24:31	⑤の説明で、最後の方の文章で、
1:24:36	側方流動による影響が想定される場合には、そこを粒度の影響高齢者液状化解析を行い、設計の反映の要否を確認することなんですけれど。
1:24:48	これは有効力解析だけで、完結するものなのか、それとも何かほかにも浸透量解析みたいな、そういった解析の合わせ技みたいなので評価を行う必要があるのかどうなるんでしょうか。
1:25:03	日本原燃の湊でございます。今、有効力解析だけでそこを流動も追える解析に
1:25:10	V I P 解析っていうのは、今、東木曾でやっていますけど、
1:25:13	これ適用できる範囲なんで、有効力解析で確認していこうかと思っています。
1:25:21	規制庁の竹田です。わかりました。
1:25:24	ここについては以上になりました。
1:25:28	ちょっと別のところで確認させていただきますと、
1:25:45	すいません少々お待ちください。
1:25:46	ですね。
1:25:48	54 ページから、5 ポツの豪邸加工施設の液状化の
1:25:53	評価ということで、説明がありまして、
1:25:59	(1) については主に道道についての記載かなというところなんですけれど。
1:26:07	それで、
1:26:10	(2) なんですけれど、
1:26:32	っていうのは基礎構造についての説明の方でされてると思うんですけれど。
1:26:50	同期そうですねこの基礎講座の飛来物防護ネットの説明については藤他のどうだとか、この後書いている。
1:26:58	建物構築物、建物ですかね、に比べると記載が詳細化されているんですけど、記載の程度としては、これは何でこんな具体的になってるんでしょうか。
1:27:12	日本原燃イナヅマです。はい。こちら 56 ページにつきましては、

1:27:17	第1回申請対象施設である、4Bのネット架構こちらについて、具体的にどのように展開するのかということに記載するために、詳細に記載してございます。
1:27:28	一方洞道ですとか、建物につきましては、申請がですね、第2回以降になるということで、こちらの方は方針を記載し、詳細については、第2回以降の補足説明の中でしっかり説明していきたいというふうに考えてございます。以上です。
1:27:45	ありました。
1:27:46	今回対象のものは詳細に書かれているということで理解はしたんですけど、
1:27:51	次回でもオービィのような区域層の構造っていうのは存在しているのでしょうか。
1:28:00	その場に存在してるとするのであれば、今回、このA4Bの記載で書かれている内容で網羅的に方針等を示されているのでしょうか。
1:28:13	日本原燃東です。はい。基本的には縦堂々と建物につきましては直接基礎となつてございますので、杭基礎はございません。一方、防護ネットにつきましては、一部の区域層になつてるものがございますのでこちらにつきましては基本的に、
1:28:28	今回申請のA-Bと、予備ネットと同じような構造してございますので、こちらの
1:28:35	方針とそんなあるというところはございません。以上です。
1:28:39	規制とのタケダです。わかりました。ではこのネットについても同様に、場所事故場所内基礎であつて、周囲は地盤改良されていってだとかそういう条件を大体一緒であるという理解、理解でよろしいでしょうか。
1:28:56	日本原燃浅間です。はい。その認識で、間違いございません。
1:29:00	はい。規制庁の竹田です。わかりました。
1:29:03	私から確認以上になります。
1:29:09	かご交通での確認願なければ、
1:29:14	6ポツまとめですがここは規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:29:23	他はよろしいでしょうか。
1:29:27	それでは、本文以降の添付以降で、規制庁側から確認があればお願いいたします。
1:29:40	はい。規制庁浜崎です。添付3、
1:29:44	137ページ具体的には140ページの記載についてちょっと確認したいと思います。

1:29:51	まず、今これエリア1を対象に、21ヶ所の
1:29:57	人に負担がない状態で、
1:30:01	40名ですか1時間当たりの降水量、流入量があるからですか。1時間の説明があるんですけども、まずお聞きしたいのは、例えば、この
1:30:12	負担のないピットって、
1:30:16	ピット上部がないピットってのは、全体どのぐらいあるんでしょうかそのほとんど負担はしてある状態なのか。
1:30:25	そこら辺ちょっとまず情報連絡教えてください。
1:30:29	日本原燃の大山です。今ここで記載している蓋ふたがない状態で、雨が入ってくるっていう想定は、仮にふたがない状態と仮定した場合が最も厳しくなるのでそのような計算をしておりますが、
1:30:43	サブドレンピットはいずれも地上部2人追われて、139ページの左下の写真のような形で覆われてございますので、負担金ピットってのは実在はしません。仮に計算をしたということでございます。
1:30:58	規制庁浜崎です。はい、理解しました。ある意味でもですねこの計算ちょっと非常に現実離れしているかなという。
1:31:06	印象を受けますというのは、その直径1.9メートルのピットそこにだけ1時間67ミリの雨、降水量があった場合の流入量になってるんですけど、
1:31:19	これ1時間67mmの降水量があれば当然周りからも流入するわけで、この4立米の
1:31:26	という赤いの信憑性っていうのが非常に
1:31:31	不信を逆に不信を抱いてしまいました。例えば、そのピットの周りに、カーブのようなですね堰のような形で
1:31:43	流入しないようにしてあるだとか、今説明があったように、基本的にはピットはすべて蓋をしてありますという前提がないとですね
1:31:52	この計算って、
1:31:56	何か非常に
1:32:00	逆に疑念を抱いてしまう結果になってるんですけども、ちょっと事業者の方でもう少し説明の仕方っていうのは工夫、
1:32:09	あるのではないかなと思うんですけどそのあたり、事業者いかがでしょうかこの節、この資料に関して、
1:32:16	日本原燃の尾山でございます。ちょっとすみません仮にでもふたがない状態ってちょっと過剰すぎる、保守性で記載をしてしまっただけで逆に誤解を招いてしまうようなところが、

1:32:27	ございますふたございますし基本的に地表部より少し高くなってございますので、そうですね、ちょっと記載を拡充して、誤解のないような記載の仕方に修正させていただきます。
1:32:41	はい、関浜崎ですまず前提として、長谷関があるだとか、全部、全数負担あるという条件のもと、さらにという条件で、この説明があればまだわかりやすいと思いましたので、
1:32:54	記載の方適正化の方お願いしたいと思います。
1:32:57	以上です。
1:32:59	すいません。ごめんなさい。規制庁草場です。ちょっと確認なんですけど、降水なり外部溢水の時の
1:33:09	対
1:33:11	水位どれぐらい想定して、MOXの方だとそれで開口部をとかっていう話をしたと思うんですけど、そのあたり、どれぐらいの高さであってこの、
1:33:21	139 ページに写真ありますけど、ピット上部のコンクリー等のスターの厚さがどれぐらいかとかっていうのはいかがでしょうか。
1:33:33	日本原燃の大山でございます。過去の降水の説明の中で、その建屋入口の高さ等整理してお示しをしておりますが、
1:33:46	その際にも大雨の際にどれぐらい水位が上昇してるからってところまでは、特に記載はしてございません。今回サブドレンピット町歩、地表からどれぐらい出てるかっていうのちょっと場所場所によってまちまちでございますが、
1:34:01	基本的に 67mmであったり 98 ミリの雨というところではいきますと 6 センチとかそれぐらい相当でございますので基本的にはそれ以上より、
1:34:12	そのピット上部、地表から出てございますので、特に基本的には問題ないかとは思っております。
1:34:22	規制庁コサクです工水で推移出してないって言われましたけど溢水では出してたと思いますし。それで対応してたと思うんですけどMOXのその辺りは分かれていませんか。石堂さんとかは今いないんですか。
1:34:38	はい。日本原燃石田でございます。溢水であのぐらいのタンクの、ぶっちゃけた時の溢水高さは 10 センチで出してましたので、今説明している、蓋ですねこれが
1:34:51	とか開口部の高さが 10 センチ以上あれば、当然ながら流入しないという説明ができると思います。以上です。
1:34:57	はい、補足です。見る限りにおいてはそれなりに暑くて高くされてるんだと思いますのでそういったぐらいは

1:35:07	横並びでですね説明はできるようにしていただければと思います。以上です。
1:35:13	日本原燃の大山でございます整理して改めてご説明させていただきます。
1:35:27	規制庁の竹澤です。その他、
1:35:30	上でのところで確認等ございますでしょうか。
1:35:37	よろしいでしょうか。それでは、日本原燃の方から修正方針について説明をお願いいたします。
1:35:45	はい、日本原燃イナヅマです。
1:35:47	本日いただいたコメントを踏まえましてまず章ごとに、修正内容でございますが、2章の
1:35:55	浅井です。そうですね。
1:35:56	教授加瀬の設定のところでございます。こちらにつきましては、対象施設につきましては共通側で整理している設工認対象施設として抽出されているものとの整合を踏まえた上で、
1:36:07	表の方、波及的影響とかそういうところではなくて、地下水は地下水位を設定すると。
1:36:14	いう観点で、整理をしたいと考えてございます。
1:36:18	また、地区は整備設備4章の部分でございますけれども、まずエリアの考え方につきまして文章としてしっかり記載すると、現状、記載はあるんですけどもそちらとの、
1:36:29	合わせてですね、見直しを行いたいと思っております。
1:36:32	また、1.2を超える場合の考え方につきましてちょっとバーにしてしまったところもありますけれども、これにつきましては、もう少し丁寧な記載をしたいと考えてございます。
1:36:42	申請時におきましては、地盤改良において耐震性を持たせるというところについてはしっかり説明できるような準備をしたいと考えてございます。
1:36:51	5ポツの液状化評価の対象と評価としては、対象施設の考え方の文章と、フローの方は整合していなかったというところにつきましては、
1:37:02	今回申請してございます。4Bのネット確保、これはしっかり積増加対象施設として、抽出されるといった観点も含めましてその考え方につきましては、整合する形で、
1:37:14	文章の方修正したいと考えてございます。

1:37:19	また添付の差につきましては、条件をしっかりと丁寧に記載した上でですね、その評価内容についても、記載したいと、適正化をしていきたいというふうに考えてございます。
1:37:30	と修正事項につきましては、関係者で修正内容を踏まえた上で、再提出の時期につき、キャッシュにつきましては、お伝えしたいと考えてございます。以上です。
1:37:41	規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明でコメントございますでしょうか。
1:37:49	よろしいでしょうか。
1:37:51	はい。
1:37:52	それでは続きまして
1:37:54	地盤 01 の確認に進みたいと思います。
1:37:58	日本原燃の方からの資料について説明をお願いいたします。
1:38:03	日本原燃の工藤でございます。耐震地盤 A 01 でございますけれども、こちらの資料は、前回、8 月 24 日、ヒアリングを受けたコメントを反映しまして、
1:38:14	9 月 5 日に提出したものでございます。ヒアリングで受けたコメントにつきましては基本的にコメントを拝承いたしまして、説明内容を拡充してございます。
1:38:25	前回ヒアリングにおきまして、沼津市道の液状化特性に関しまして、オービィ近傍の力をベキまじりシルト質砂に関する記載の拡充につきましては、
1:38:37	観察記録として、ボーリング柱状図等を確認した結果、追記するような情報はございませんでした。
1:38:43	それ以外に主な変更点としましては、極限支持力度の算定における、内部摩擦角 $\phi$ の適用につきまして、
1:38:53	これまでの大田対象建屋の最大接地圧に基づく強度特性から、建屋直下の応力変動範囲を包絡できる考え方編み直した内容を、
1:39:05	前回口頭でご説明いたしましたので、こちらにつきましては、89 ページに参考 2 としまして追加して、説明を変えてございます。
1:39:15	追加の説明は以上となります。
1:39:19	はい、規制庁の
1:39:20	ありがとう。
1:39:22	それではこの資料につきまして規制庁側から確認あればお願いします。
1:39:30	課長の岸野です。
1:39:32	今ご説明のあった部分のうち、

1:39:36	できます。左室知ると、砂まじりシュートっていうようなお話があって、
1:39:42	ですけど、すいませんそれどこにおかしなこと言ってるんでしょうか。
1:39:48	日本原燃工藤です。こちらですね、A - B 近傍のですね、参考のですね、1 になりますけれども、
1:39:59	すみません、少々お待ちください。
1:40:05	えっと、63 ページになります。
1:40:09	こちらの、
1:40:12	63 ページの、こちらですね柱状図を見ていただきますと、こちらの力まじりシルト質砂というところで、こちらに対するボーリングの
1:40:22	を示してございますけれども、記録を確認した結果、追記するといったような内容がないと、いうことを確認しましたので、そちらを
1:40:33	この趣旨で先ほど述べさせていただきました。
1:40:37	規制庁の岸野です。おそらく、
1:40:40	その下の砂まじりシルト、
1:40:43	のことを指しているということだと思います。
1:40:46	日本のようです。その通りでございます。藤瀬田町利子率ですね。
1:40:56	都築です。はい、わかりました。こちらについては、柱状図等にこれ以上の情報がなかったという、ご説明と、理解いたしました。
1:41:08	よろしければ、
1:41:11	他の箇所について、
1:41:13	確認をさせていただきます。
1:41:15	まず前段の液状化 P a y P a l については、
1:41:20	前回までのコメン等を反映して説明等が加えられてきておりますので、大体、
1:41:28	趣旨わあ、どのようになってきたかなと思いつつもですね、幾つかわかりにくいところってのがありますのでちょっと例示をさせていただきますと、
1:41:38	11 ページの説明なんですけど、
1:41:45	と、これが一つ目のパラグラフっていうのがまだ 10 行以上跨っていますけれども、
1:41:54	上から 1 分ずつ内容を見ていきますと 99 年以前、
1:41:58	2000 年以降といった形で説明があって、この 1 パラグラフ目の中ほど、
1:42:04	ですね、八、九行目かな。
1:42:07	99 年以前は、一軸強度で 0.2MP a 以上。



1:42:13	その次の文章は、2000 年以降はということで、
1:42:17	排水せん断強度 0.11MP a 程度。
1:42:21	となっていて、
1:42:23	おそらくこれ両者は同じぐらいの品質なんですよっていうことを言いたいんだと思うんですけど。
1:42:30	99 年以前の、
1:42:34	重油で 0.2MP a と。
1:42:36	2000 年以降の被水せん断強度 0.11MP a ってのはどういう関係にあるかってのが説明がないんですけども、これは同等だとみなしていいんでしょうか。
1:42:49	日本原燃の宮田です。長木野さんの趣旨 C、
1:42:55	そして一軸圧縮強度ほぼ同等だといったところで深さ 10 メートル相当のところになるんですけど、規制庁、田力です。
1:43:05	1 方一軸強度では非排水せん断強度と別の指標を持ち出してるんですけど、結論としてはこれは同等のものとみなせるという説明になっているのでしょうかということです。あ、ごめんなさい。日本原燃の宮本です。
1:43:19	非排水せん断強度を、基本、2 で割ったやつってのは前田で給油程度になるん。あ、ごめんなさい。
1:43:28	給油を 2 で割ったものが、大体、平井杉せん断強度に当たるんで、同等なものとしてこちらとらえてました。
1:43:38	瀬戸内ですはい。そのあたりの説明がないと、
1:43:42	99 年以前と 2000 年以降が同等だというふうに繋がらないんで、その説明が抜けているのではないかという、この趣旨で質問させていただいたんですが、ご理解いただけました。日本原燃の宮です。趣旨理解いたしました。
1:43:55	そこら辺、被水せん断強度と、一軸圧縮強度の関係性みたいな話を少しして、だから、同じ締固め管理をしてるんだよと。
1:44:07	いったところを記載したいと思います。
1:44:09	節のキシノです。
1:44:11	はい。
1:44:12	お願いします。で、他にもあってですね、24 ページの方、
1:44:18	見ますと、
1:44:20	下線の文章。
1:44:22	で、前回のコメントを反映した文章が追加されてきてはいるんですけども、

1:44:28	2行目で、3割程度は液状化しやすい。
1:44:33	ということが書いてはいるものの、
1:44:37	その3割程度、液状化しやすいってのはどこを見ればわかるのか。
1:44:42	いう点についてはいかがでしょうか。
1:44:45	日本原燃の宮本でございます。ですね本当は参考資料を細かく見ていただければわかると思うんですけど、
1:44:54	今ここ、
1:44:56	ボーリングとこのボーリングとボーリングといったような記載を少し充実させたいと思います。
1:45:02	3割程度で取れていることですね。そうですね。はい。24ページに、下に表があると思いますので、
1:45:11	ここで全部で39、9本の教室のデータがあってここに1列超えてですね。
1:45:16	参考資料の方で載せている。
1:45:19	結果の判定ですか、液状化とか、繰り返し軟化とかっていうのを、
1:45:24	この表に加え、
1:45:25	ただ、多分、全39データのうち13データができるとかしやすいということがわかりやすくなるかなと思いますんで、そういった形で、説明文書で説明してる内容を、
1:45:38	具体的な中身がわかるような説明にされてはいかがかなと思うんですが、どうでしょうか。
1:45:44	表現で見ると、表の方に、繰り返し団会議所から判定結果これちょうど、先ほど4-6に書いてありますんで、それぞれ入れるようにいたします。
1:45:54	清町の岸野です。はい。その他にもですねちょっと資料全体見ていただきまして、
1:46:00	一つ目に言ったようにロジックは繋がっていないということとか、
1:46:05	或いはもう、
1:46:06	文章だけだと今期はわからないようなところがほかにもないかっていうのは、探していただいてですね、適宜修正をしておいていただければと思いますので、
1:46:16	その点よろしくお願いします。
1:46:18	日本原燃の湊です。承知いたしました。
1:46:23	成長のキシノです。気づきまして、これもちょっと記載の適正化の話はあるんですが、
1:46:29	36ページをお願いします。

1:46:37	36 ページは、ページの中ほどにですね、
1:46:42	副議事録等の算定ということで、数式と、あと、結果として $\approx 2.9 \text{ MP a}$ となっているんですけども、
1:46:52	この補足説明資料っていうのは、
1:46:55	耐震計算書で使われている極限支持力度、評価基準値という形で出てきていますが、2900 k N 平方メートルっていう表示で、
1:47:06	予算書の方には出てきています。
1:47:08	それも、具体的な数値の根拠及び算定プロセスを説明した唯一の資料という位置付けかなと思ってますので、
1:47:17	この 36 ページのかごは、やはりこの 2.9 で、明日からは、
1:47:22	よって、2900 k N 平方メートル
1:47:27	を
1:47:30	評価基準値に用いるとかですね、そういった結論まで明確に記載していただきたいですし、通常ですね、2.9 ではなくて計算書で、用いられている 2900、
1:47:42	単位を合わせて k N 平方メートルっていうものを、ここで併記を併記というか、ここでも示しておいていただいた方が、計算書根拠資料としてわかりやすいと。
1:47:53	ですけども、そのような修正をしていただけますでしょうか。
1:47:58	はい。日本原燃の工藤です。耐震計算書の方の基準値なるということで、こちらの基準、算出の根拠になると。
1:48:09	いうところなので紐づいてございますので、同じ体系をですね合わせるようにですね、記載をしたいと思います。
1:48:18	内野です。はい。
1:48:20	これをこのページだけでなく、MOX についての 41 ページとか、44 ページも同じになるかと思しますので、そちらもあわせてご検討いただければと。
1:48:33	日本原燃工藤です。承知いたしました。
1:48:37	規制庁の中です。あと 1 点なんですが、
1:48:41	38 ページ。
1:48:44	うん。
1:48:45	下の方にですね。
1:48:48	②内部摩擦角の変更による差異という説明があって、
1:48:53	その説明が 39 ページ、続いていて、下線で前回コメントを反映した修正がなされていますけれども、
1:49:00	前回のコメント、

1:49:03	といますか説明を求めたのですね。この場合の内部摩擦角平衡といったものをどういう理由でやったのかといったものを、平易な文章で趣旨が明確になる。
1:49:16	上に、ちょっとご検討いただきたいということだったんですけども、
1:49:21	相変わらずといますか 38 ページ②の、
1:49:24	説明のゴール公論とか北西近似云々というような説明から入っていて、後段の方が全部
1:49:34	おそらく下線引いてあるところの下 2 行ですかね。
1:49:38	これが今回見直しの理由になるのかと思うんですがここでようやく出てくると。
1:49:44	いう説明になっていて、ヤマダの趣旨っていうのはあまり明確になっていないと思います。
1:49:50	まず確認として、この下線部の最後の 2 行辺り。
1:49:54	建屋直下で能力範囲を包絡できる、強度特性を用いることが適切と考えていうこれは、
1:50:01	今回、
1:50:02	②番の変更した理由と解釈したのですけれども、その理解は合ってますでしょうか。
1:50:11	日本原燃の工藤です。この下線部のところにつきましては、伊奈というところであったんですけども、わかりやすい文章ですね。
1:50:24	参考 2 としてですね、つい聞いてですねポンチ絵等も踏まえまして、こういった方が適切だといった根拠をお示した上で、
1:50:34	こういうのが応力点近似で低拘束圧条件での強毒性を使いますというような説明に結びつけていると、というような趣旨でございます。
1:50:45	別の内野です。前回のコメントを踏まえて、ここでは簡単な説明して、詳細は参考 2 の方でという構成に直されたということで、その点はわかりやすく、
1:50:57	というふうに思っているんですけども、この 38 ページから 39 ページにかけての説明というのはまずはその変更した理由ってのを明確 2 することが、説明上、
1:51:09	良いのではないかと考えて前回コメントした次第です。
1:51:12	下線引っ張ってあるところの、先ほどちょっと読み上げた部分、これだけでも多分言葉足らずで、なぜ
1:51:22	建屋直下の応力範囲を包絡できる方に見直したのか。
1:51:26	ていうところが、多分経緯として、もうちょっと言葉を足した方がよくて、これも私の解釈ではありますけれども、

1:51:34	ここでの説明というのは、令和2年12月の申請時から、
1:51:39	今回どのように変えたのかっていう説明箇所ですから、S s数、
1:51:45	だけではなくてその申請以降にですね地盤モデルを変わったりそれ受けが 変わって、実数、実際というか、4B直下に発生する。
1:51:55	接地圧というものも、より実態に近いものが見えてきたと。そういった ものを、適した
1:52:05	共同定数ってのは拾い直しましたっていうようなことなのかなというふう に解釈はしているんですけども、そのようなですね、背景と、背景も 踏まえた上で変更した理由っていうのを、
1:52:17	前の現場ベンダーの方に持ってきた方が、ここでの趣旨としては理解し やすいと思うんですけども、
1:52:25	あくまでこのオールクローン云々の説明から入るというやり方にこだわ りを、
1:52:31	お持ちになりますでしょうか。
1:52:34	日本原燃の工藤です。確かに35ページにですね、過去のそういった極 限支持力度の算定の経緯と、
1:52:44	いうところを示してございます。その経緯をもう少しですねがあって、 確認し内部観察書くっていうのを変えたと。
1:52:54	いろいろなない、経緯がですね、わかるようにですね、この注釈のところ にはですね、加えたいなと思います。
1:53:04	所長の岸野です。はい。お願いします。この本文部分ではですね、あま り細部
1:53:11	にわたった説明にかかるよりもですね、まずどういう理由、経緯で変更 したんだっていう趣旨の方を明確にすることに注力していただいて、
1:53:22	詳細のところ参考2の中で説明していただくという方が、説明としては わかりいいかと思いますので、
1:53:30	概ね、
1:53:31	認識がそろってきたかなという気もしていますのでその方向でちょっと 検討の方お願いできればと思います。
1:53:39	はい。日本原燃の工藤です。はい。承知しました。まず、この段階で は、変更した経緯、趣旨を示して、
1:53:51	どういうふうな変えたかといったところについては、参考に示すといっ た流れにしたいと思います。
1:53:58	規制庁の岸野です。はい。お願いいたします。
1:54:02	参考の方で、
1:54:04	90ページに具体的な内容がある。

1:54:08	もう、
1:54:09	このですね1パラグラフ目はちょっと、
1:54:12	もう具体的な甲府信金時云々から始まって、2パラグラフ目で、ここではということで、あと再処理についても複数の設定方法に統一することとし、
1:54:24	ていうところの説明になってですね、これも結論から入ってる説明になる。
1:54:30	ているので、ここどうしてその六つの方法を適用することにしたのかっていうのは、先ほど
1:54:38	38ページの理由の記載になるのかもしれないんですけども、そういった理由も踏まえて、このM A C C Sの方法に、
1:54:48	統一しましたというところの経緯がわかるようにですね、説明をいただければと思います。
1:54:55	特に今回ですね、令和2年12月に、MOX再処理同時に申請されて、奥さんもすでにこういう、より適切な方法に見直した形で申請されている。
1:55:06	再処理はそうじゃなかったっていう辺り、
1:55:10	おそらく、それ以前の経緯も踏まえ、
1:55:14	そのせ考え方の経緯についてっていうのが35ページの表で整理されていますけど、
1:55:20	そこら辺を、
1:55:22	検討の経緯というか、しがみついのか、そういったものを踏まえての差があったのかもしれませんが、両者がスタート時点で差異があったっていうことも踏まえてですね。
1:55:34	見直しに至った経緯というものを、90ページの中で説明をいただきたいと思っております。
1:55:41	説明のイメージっていうのは、理解いただけましたでしょうか。
1:55:46	はい。日本原燃工藤です。はい、理解しました。こちらの方には最初に冒頭に結論ありきで進めて説明を進めてございますので、こういうふうになったという経緯。
1:55:59	を、まずですね、まず説明があって、こういった内容を説明だと思っておりますので、経緯を35ページでまとめた経緯をですね、もう少し文章でわかるようにですね、記載を加えたいと思います。
1:56:16	規制庁の岸野です。
1:56:18	はい。その方向でちょっとご検討いただければと思います。
1:56:23	私から以上になります。

1:56:31	規制庁のタケダです。
1:56:33	今のお話に関連するところなんですけれど、今回、内部摩擦角の設定方法で採用した方法っていうのは、
1:56:43	見覚えのあるものではあるんですけど、これっていうのは
1:56:48	一般的に用いられる規格基準とかそういったものに基づいた方法であるとか、先行炉でも実績のある方だとか、そういった理解でよろしいでしょうか。
1:57:00	日本原燃の工藤です。こちらの低拘束圧部等拘束圧度ということで、呈する方法につきましては、当間地盤工学会の方で記載がされている、一般的なものでございますので、
1:57:15	妥当なものであるというふうに思っております。
1:57:19	はい。規制庁の竹田です。わかりました。そういった技術的にも適切な方法です。と算定しているんだということ。そういったこともわかるように御説明の拡充を進めていただければと思います。
1:57:31	そういったものに加えて
1:57:34	過去の
1:57:36	方法で設定した方法についても、以前のヒアリングでそれも、別に技術的に間違った方法ではないということの説明はあったかと思うんですけど、
1:57:45	正直最初李の内部摩擦角は40近くあったのが20いくつかまで落ち込んでいるわけなので、本当にその方法も本当に適正だったのかというちょっと議員も生じるようなものではありますので数値だけ見てしまう。
1:57:58	それはそれで正しいものではあったんだけどより適切な方法として、こういうふうに見直しというふうな形で、説明の方、充実させていただければと思います。よろしいでしょうか。
1:58:10	日本原燃工藤です。承知いたしました。
1:58:15	私からの確認は以上です。その他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:58:22	はい。規制庁ハバサキです。私の方から1点ちょっと事実確認をしたいんですが、
1:58:28	48ページ、飛来物防護ネットの杭基礎のですね極限支持力度の計算のところですね。
1:58:38	それで、ここにこういう、
1:58:41	パラメーターの結果復旧原子力であるというのが出てるんですが、この値とですね、

1:58:47	同様に杭基礎の、当局支持力度としては、耐震計算書ですね、店舗計算書、それと耐震建物 23、3ヶ所に出てるんですけども、
1:58:59	当会社の
1:59:02	二つの資料は同じ値になってるんですけど、この 48 ページの極限支持力度の値が、その計算書等の値と違って値になってるんです。具体的には、
1:59:13	周面摩擦の極限支持力がこう値ではですね、違ってはるんですが、そのあたり、なぜ違うのか、理由を説明してもらえますでしょうか。
1:59:30	伊勢さんどうでしょうか。答えられますか。日本原燃の宮本です。
1:59:44	すいません日本原燃上田伊佐です。
1:59:46	こちらのあたりの扱いについてはですね、当初申請した際には、一番改良体の物性値を、
1:59:56	盗撮度として扱っていたんですけども、そちらを戦略で、先行電力の取り扱い等も踏まえてね制度を物性値として見直すということで、
2:00:08	評価の見直しを行っています。
2:00:10	今回この耐震地盤 01 の資料で説明をした後で、その数字を見直すということで、次回の定数に見直すこと。
2:00:21	いうことを想定している状況です。以上です。
2:00:25	規制庁は、
2:00:29	要は 48 ページの記載は、
2:00:33	現元気寿司としては
2:00:36	本来の値ではないと、今最終的な評価の値ではないと理解しておけばいいんですね。
2:00:46	すいません。こちらの、日本原燃上田です。こちらで記載している値が、今後見直そうとしている値になりまして、
2:00:55	次回に、建物 23 なり、再処理側の補正をする際に値を見直すということで
2:01:04	今ご覧いただいているこちらの資料は性ということで進めていきたいと考えております。
2:01:11	施設ハバサキです。
2:01:13	今の説明理解しました 48 ページの方に最終的には見直すということなんですけれども、そうすると、
2:01:21	ちょっと今この資料から、一番今日、栗城磯野、極限支持力度の説明ってこの、
2:01:28	01 の資料がおかしいんですけども、



2:01:32	今のその変更の経緯とかはこの資料 01 の資料には見えないんですけども何かその説明っていうのは、
2:01:42	01 の資料の中であるんですか。いや、要は数字が、だけがころっと変わってるだけではしょ。
2:01:49	と。
2:01:50	判断我々として判断できないんですけども。
2:01:55	はい。日本原燃上田です。前回までの、こちらの耐震建物、耐震地盤 01 の資料の中では、この飛来物防護ネットの支持力の具体的な数字を記載しておりませんでした。
2:02:10	考え方計算式のみを記載していた状況なんですけども、
2:02:14	そちらに対して今回初めてこの数字を示さしていただくということで基本的に
2:02:22	使っている物性値や考え方というのは、この紙面の中に書き込みをさせていただいておりました例えば、先ほどの説明は、
2:02:32	このページの*5の中で一番改良体はね制度として評価するということを明記させていただきまして、これがもともと歳出として評価をさせていただいていたので、
2:02:43	考え方係数等が違って、賛成される値が違うと。
2:02:48	ということになるんですけども、
2:02:50	確かに何を何変えましたということを記載できておりませんでしたのでちょっとそちらは
2:02:56	丁寧さに欠けていたかと思います。
2:03:00	はい、規制庁ハバサキですわかりました
2:03:03	今、
2:03:04	お話あったようにですねやはり数値が変わるというのはそれだけの根拠、その妥当性という形になるわけなんで、ちょっとその説明もこういった形で最終的な修正の方をしてもらえればというふうに思います。
2:03:15	よろしいでしょうか。
2:03:16	はい。日本原燃上川で承知しました。適正化いたします。
2:03:21	はい。規制庁浜崎です。私の方からこの資料に関して以上です。
2:03:28	規制庁の武田です。ちょっと今のやりとりで、教えていただきたいんですけど、地盤改良タイマー年制度で評価するっていうことなんですけれど、先行電力に倣ってこうされたっていうことなんですけれど、
2:03:41	これは技術的にどういう判断かっていうのは説明できますでしょうか。単に電力に倣いましたっただけで、技術的に正しいのかどうかというちょっと疑問なんですけれど。

2:03:56	はい。日本原燃上田家田です。
2:03:58	もともとですね、
2:04:01	この杭の支持層としては地盤改良体と、あとはそのさらに下の支持岩盤である鷹架層の二つの層がありました。鷹架層に関しては、まさしく、
2:04:13	左室度として評価すべきものと取り扱ってしまして、
2:04:17	刀禰制度が、どちらで評価すべきというものが、ちょっとはっきりとした指標がないと。
2:04:23	思っておりまして鷹架層等々の速度構造であったり強度であったりというのが遜色ない値でしたので、高放送と同じサービス度として評価をしております。
2:04:37	今回、いろいろと先行電力さんの状況であったり、他施設の審査の状況を見直したところ、改良地盤、
2:04:48	制度としているものが確認できまして、実際この応答、一番改良体、
2:04:55	もう、
2:04:59	これを見たところ、年制度として評価する方が適切であろうという判断に至りまして、全国先行電力の値とを踏まえて、
2:05:10	年制度に切り換えをしたということになります。
2:05:16	はい。規制庁の竹田です。わかりました。先行のものも見つつ、実際の改良体の物性値等々も、
2:05:28	かんがみながら、それが妥当だと判断をされているということですね。
2:05:34	雨カミデ間でその通りでございます。
2:05:37	規制庁の竹田です。わかりました。
2:05:41	私から確認は以上です。1 規制庁ハバサキですまさに今の話をきちんとこう説明してもらいたいという趣旨で先ほど終わったつもりなんですが、
2:05:52	とか御手洗さんの方は理解よろしいですか。
2:05:55	山根上田です。はい。経緯、
2:05:59	判断に至った経緯の辺りを明確にこちらに示させていただきます。
2:06:06	はい。規制庁浜崎です。よろしくお願ひします。以上です。規制庁小高です念のためですけど、経緯だけじゃなくて、経理の踏まえて最後の
2:06:18	それぞれの実際の物性値を踏まえて、これで適切だと考えたっていったところの考えてる内容を書くのが大事だと思いますのでよろしくお願ひします。
2:06:29	はい承知しました。
2:06:33	はい。規制庁の竹田です。その他規制庁側から確認ございますでしょうか。

2:06:40	規制庁の岸野です。すいません、あと1点確認したいんですけど。
2:06:45	43 ペイジー
2:06:48	をお願いしたいんですが。
2:06:50	MOX についての変更の経緯の説明で、表の下に風を引っ張ってあるんですけど、
2:06:58	表中の地震力の見直しというものの説明で、1.5Ci から、直下地盤モデルを用いた移設による地震力に変更とあります。
2:07:09	これは令和2年12月の申請時点では、1.5Ci の静的地震力で計算していましたよ。
2:07:18	ということの意味してるのかなと思いましたけどそういう理解でいいんですか。
2:07:25	はい。業務クドウですはいそういうことの意味で申し訳ございません。
2:07:30	施設の内野です。
2:07:33	申請時点では野辺先生も出てたと思うんですけど、Ss ではなくてその静的地震力に基づいて計算していたということです。
2:07:42	ね。
2:07:43	なぜ、
2:07:44	静的だけになったのかなということと、サトウ、
2:07:50	38 ページの4B再処理の方は、特にそういった説明はないんですけど、最初の方では、申請時点からも、Ss で計算をしていたという、
2:08:02	ことなんですかちょっと二つ質問が出てしまいましたけども、
2:08:07	教えていただけますか。
2:08:16	その通りでございます。
2:08:18	現年クボとする。
2:08:19	その通りでございます。
2:08:23	以上です。すいません質問一つ重ねちゃったんでまずその通りっていうのは、最初はSs で計算した。
2:08:33	80 億を出してきてるんですけど、43 ページのMOX の方が、生成は使わなくて、静的地震力で算定した極限支持力で申請しましたと、そういうことだと思いました。
2:08:47	とすると、どうして最初のボックスで算定の、
2:08:51	根拠が違っているのかという理由を教えてくださいませんか。
2:09:09	少々お待ちください。
2:09:54	名は、
2:10:26	現年クボです。再処理の方は当初

2:10:31	加工建屋の方はBクラスだったんで、関与方の移転をC iで計算してたものをAクラスに変わったということで、基準地震動S sで見直したということになります。
2:10:47	生協の機能です。再処理というかMOX通は、
2:10:52	BクラスはBクラスで、今回も変わって、
2:10:55	いないと思うんですけど、
2:10:59	それは申請当時からの末数で計算、
2:11:04	してもよさそうなもんだと思うんですよそうしなかったのはなぜかなってということなんです。
2:11:09	そのあたりは、過去の経緯からの繋がりがあるわけですか。
2:11:29	規制庁の石井です。すいませんちょっと言葉足らずでした。
2:11:32	MOX建屋もですね、申請時点では、令和2年12月時点では、のBクラス建屋ではあることは変わらないんだけど、このSクラスの間接支持構造物という位置付けも当然、
2:11:43	ついていたわけで、それを考えると申請時点からS s最終、
2:11:48	S sで計算をしてもおかしくないなと思ってる質問なんですけれども、ちょっと僕はそこまでは、つまり検討広げてなかったというのが実態ってということと理解してよろしいですか。
2:12:16	選挙のキシノです。私の声は届いてますでしょうか。
2:12:23	すいません少々お待ちください。
2:13:24	現年クボです。35ページを見ていただきたいんですけども、
2:13:33	あ、
2:13:35	下から。
2:13:37	次。
2:13:40	下から三つ目の2000、
2:13:44	4、
2:13:46	10日分、
2:13:47	2020年12月のところの左のところに、
2:13:51	慣用法で、
2:13:56	慣用法による傾斜を出したっていうふう書いてありますんで、
2:13:59	それからS s地震動の方に見直しということになります。
2:14:35	岸野さんミュートになってますけど発話されてますか。
2:14:40	規制庁岸野です。すいませんちょっとマイクがオフになってました。
2:14:44	今のご説明が少し理解できなかったんですけどまず家から2列目の内容の説明になったという。

2:14:53	そうです。日本原燃工藤です。そうです。はい。わかりました。点呼の、2020年12月時点で会議の方に一緒に見直した時、
2:15:06	うん。
2:15:07	静的地震力、
2:15:10	を採用して、一方で、OBの方が荷重の傾斜、
2:15:16	なしなので、
2:15:17	Ss-Dは、
2:15:19	だということになるのでしょうか。すみませんちょっと理解がまず追いついてない。もう少し言葉を出していただけますか。
2:15:31	2億円クボですA4Bの方は、2000、
2:15:36	2000か。
2:15:37	2020年の12月のその当時の、
2:15:41	横で見ていただくと、
2:15:43	その当時はまだ過重傾斜を入れるという考え新しい指針ではなかったんで、荷重傾斜の考え方が入っていないということです。
2:15:58	清町の木野です。ちょっともう一度指針の方は私の方でも確認しますが、88年版の指針だとか中の傾斜がなしなので、Ssで計算したと。
2:16:08	一方MOXの方は、2001年版の指針を使い、荷重の傾斜慣用法による傾斜を用いることになってるんで、なっているんで、
2:16:16	Ssではなくて、静的地震力を使った、そういう説明でいいです。
2:16:23	はい、その原燃工でその通りでございます。
2:16:29	清町の岸野です。
2:16:30	ちょっとこれは、すみません、理解が追いついてないところもありますけれども、
2:16:38	4、先ほど冒頭、MOXの説明のところですね、
2:16:48	1.5Ci。
2:16:50	これSs見直しましたという説明だったかと思うんですけども、そこにですね今のその指針に基づく考え方からこのようにしたということであれば、
2:17:00	そのあたりの説明を加えておいていただきたいんですが、具体的な43ページの
2:17:08	表の下の注記ですね。
2:17:11	衛藤。
2:17:13	そういった説明は可能ですか。
2:17:21	日本原燃の窪でございます。43ページのところなんです。35ページなんですけども、

2:17:30	A4Bの方は、木曾出身の
2:17:34	1988を用いてますんで、
2:17:38	S Sとか関係なく、風の傾斜も入ってない資金になります。
2:17:44	で、PA建屋の方は、こちらは、
2:17:49	土岐1000hと指針の2001年を使ってるんですけども、地震動はS sではなくて、慣用法の1.5C i使って、支持力を出してるということなんで、その違いがわかるように、
2:18:03	定義も含めてわかるように
2:18:06	の方の下線部の方に追加したいと思います。それでよろしいでしょうか。
2:18:11	周知のチームですはい。すいませんちょっと私の理解が追いついてなかったです。ボックスの慣用法による傾斜ってのはそういう意味なんですね。1.5C i 静的な方を使うということでこの基準時、
2:18:24	通りにいくならば、静的地震で使おうと。一方でもう予備の方は特にそういった考慮は、
2:18:31	地震動の小岩梶野教授必要ないということ、という違いかとようやく理解しましたので、
2:18:38	その辺の説明ですね、加えておいていただいて、
2:18:43	ければ、
2:18:47	そうですね大体理解できましたので、そんなに言葉を出す必要はなくなってきたかなと思いますけれども、ちょっと今の説明を踏まえて少し殊バーを足した方が良いと思われるところについては、適正化をしていただければと思います。
2:19:03	一応理解はできました。
2:19:04	以上です。
2:19:06	はい。元連合で承知いたしました。
2:19:09	きちっとハバサキです。今、喜納が聞いたかったことは、2020年のボックスの数、
2:19:17	近世費、B括弧S sの場合に、1.5C iを使うのか、S sの応答を使うのかというのは、もう2020年時点では、先行例を見れば、当然、S sの結果から、
2:19:30	傾斜を考えた、設置極限支持力を出すというのは当然の話だというふうに考えこちら考えてるんですけども、なぜそんな状況にもかかわらず、
2:19:42	その慣用法って書いてある、静的な方を使ったのか。
2:19:46	そこに、その理由を岸の方の方は聞いた。

2:19:50	というふうに理解してるんですけども、その説明は、現在の方から何かあるんでしょうか。
2:20:21	日本業務部の工藤です。こちらのシール部算定につきましては、この2020年12月当時、
2:20:31	につきましては、障害検査で実施、使用前検査の内容をですね、その検査結果を踏まえて、設定したというところがありまして、
2:20:43	ちょっとそうですね。そういった経緯があって、す。1.5Ciを使って簡易法による傾斜を使っていたと。
2:20:53	というようなところでございます。
2:20:58	規制庁浜崎です。今の工藤さんの説明もよくわかんないんですけども、
2:21:05	間違ってたと言ったら言葉はきついですが、そのときはそう判断しましたと。
2:21:11	静的での傾斜でいいとは、事業者としては考えてましたというふうに理解しました。
2:21:17	これ、同じことがですね同様なことが、今後も切れない、起きる可能性もあるんですねそこら辺、やはり先行の電力の、
2:21:27	その支援も出てるわけですから、十分そこら辺情報をキャッチした上で、今後対応してもらいたいと思っておりますが、
2:21:35	大丈夫でしょうか。
2:21:37	日本原燃の宮本です。先行電力さんの意見とかも踏まえながら、浜崎さんがおっしゃるように、
2:21:47	間違いがないように、今後、第2回以降していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
2:21:54	はい、関浜崎です。ちょっと具体的に、ちなみにですね静的地震力1.5Ciの
2:22:00	ときのHとVの出し方ってどうやって出されてるんですか。
2:22:31	少々お待ちください。
2:22:57	日本原燃工藤です。ちょっと確認して、追って回答したいと思いますですが、よろしいでしょうか。
2:23:03	はい規制庁浜崎です聞きたかったことはですね動的ならば多分地盤ばねの反力のhとブリードMACCS持ってくるということでSRできるんですけども、静的の場合はどうやって、どうやってされてるのかなというところなんですけども。

2:23:17	一番聞きたかったことは、やはりそういう具体的な方法も含めて事業者としては理解して上で説明をしてもらいたいということです。性的じゃなかったんですけども今回は、
2:23:29	やはり提出される資料の根拠についてはある程度説明ができる形での準備をした上で説明、提出をして参りたいと思います。よろしいでしょうか。
2:23:40	はい。原燃工藤です。当時簡易法による傾斜という出し方につきましては、使用前検査さあにおいて、荷重の傾斜を決めてですね、
2:23:53	出したものでいうことで、検査で確認された値ということで、間違いのない値であるというようなところであったところもあったので、
2:24:04	そういったところの数値のですね根拠につきましては、確認した上でですね、妥当であることを確認した上で、せ、計算したいと思います。
2:24:16	以上です。
2:24:18	規制庁ハバサキです。ちょっと今の話も、使用前の話と 1.5C i の話が何か混在してるようにも思いましたけれども、いずれにしても、提出する資料に関しては、きちんと説明できるような準備をした上で、
2:24:30	提出、或いは説明の方をお願いします。以上です。
2:24:34	すみません、日本原燃の窪です。
2:24:37	水平の地震力については 1.5C i を使ってるんですけども、鉛直の地震力については、考慮してないっていうのをちょっと、
2:24:47	報告書の方みましたんで、確認取れましたのでご報告させていただきます。
2:24:56	規制庁浜崎です。この説明の間でも、結局、何か、
2:25:02	2. 算定してるわけですので、きちんとやはり説明できる準備をした上で提出と説明の方をお願いします。以上です。
2:25:11	評議員の病棟ですいません 2. 算定しないように、
2:25:16	次回説明するときはしっかり説明できるようにいたしますんで、よろしくをお願いします。
2:25:23	規制庁コサクです。ちょっと脱線スルーんですけど、今見、今の使用前で確認した値とかって言われてたので、
2:25:34	令和 2 年 6 月 2、
2:25:38	設工認申請するに、許可をしていくことになるので、設工認に向けてと。
2:25:44	いうことで、こちらから方針を示したときにですね。
2:25:49	帰任カー、



2:25:51	通りなもの等、そうでないものを整理をして記念館の方は、合理的にや っていきましょうねということをお話したのが何かミスリードというか、
2:26:02	悪い方向に行ってしまったのかなと、ここに来てちょっと思ってたです ね。
2:26:08	ええ。
2:26:09	なるべくクリンカー通り2しようと、変更は少なくして、説明して合理 化していこうという意識が働いてしまったのじゃないかなというふうに ちょっと、
2:26:22	あの件懸念というか、主、
2:26:25	でて、
2:26:26	一方で実際に申請をされた後の審査の状況で言うと、既認可通りで本当 にいいのかと。
2:26:34	いう話があっていろいろとしていくと地盤としてもちょっと追加で考え なきゃいけないんじゃないかと。
2:26:41	というようなことで時間をかけてしまったという気がするんですけど、そ のあたり、
2:26:47	点、
2:26:50	何かし、振り返った上で、
2:26:53	こうだったなって今後はこういうふうにして、是正できるかなみたいな 考えってありますか。
2:27:03	日本原燃の村上です。今古作さんのご指摘ありましたように一番最初の ところでは金融機関のところっていうのはもう通ってるからっていうふ うな思いがなかったかと言われたらや。
2:27:14	そういうふうな思いがあったところもあったと思います。だからやはり 石井さんのずっと続けていただいている中でですね、金カーであろうが何 であろうが今の新規制基準に照らし合わせたときに、技術的に本当に妥 当なのかどうかっていうふうなそういうふうなところが重要で、
2:27:34	説明すべきところはきちんと説明していくっていうふうなところは必要 だというのは今重々承知しているつもりですので今後もそういう方向性 で臨んでいきたいというふうに思います。以上です。
2:27:46	はい、大迫です。わかりました
2:27:51	今となつての我々の反省としてはそういうミスリードをさせてしまうよ うな言い方をしなかったかなっていうことだと思いますし、そちら側 からすると、1年半かかってしまいましたけど、
2:28:03	そういったところも踏まえてしっかりと今回の方法っていうものの妥当性 っていうのを最初から説明ができるようにと。

2:28:11	ということで進められるということで理解をしましたので今後の説明は先ほどハバサキ言ったように対応できるようにしていただければと思います。以上です。
2:28:23	井上ムラカミです。承知いたしました。
2:28:31	規制庁の武田です。その他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:28:38	よろしければこの種類についての修正方針について原燃の方からお願いします。
2:28:44	日本原燃の工藤です。こちらの耐震地盤 01 の資料につきましては、まず液状化強度特性の年代別ですね品質管理のところ、
2:28:56	非排水剪断強度等、一軸圧縮強度を、同等の説明となるようにですね、説明をですね、加えたいというふうに思っています。
2:29:08	また保守でキーですね、液状化すると 24 ページのところでございますけれども、
2:29:18	サイト内埋戻産割程度は液状化するといったようなところを 0、参考の方に示してございますけれども、本文の方にですねそれがわからないと。
2:29:29	本文と大綱はちょっとリンクしてないというところがありますので、一覧表にですね、どれがして、
2:29:35	液状化するとか、そういったところの 3 割の程度が見えるように、それ以外にもですね、他の文章とですね図が説明が合ってるかどうかというところを、
2:29:45	を見返してですね修正を加えたいと思います。また、極限支持力度の隙間ところにつきましては、
2:29:53	39 ページの注釈の説明については、一旦また塀の文章といったところをに対しては、少しなっていないところがあると。そこについては、
2:30:06	経緯も含めてですね、その家
2:30:11	変更経緯を含めて、感説明を加えたいと思っています。また、杭基礎のところでございますけれども、室長から年度の制度に適用したと。
2:30:23	いったところのですね変更経緯を、あとは妥当性につきましても、変更を追記を加えたいと思います。以上になります。
2:30:32	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明で規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:30:41	よろしいでしょうか。
2:30:42	それではヒアリングを開始をして 2 時間半になりますので一旦休憩を入れたいと思います。
2:30:49	ただいま 16 時分ですので、16 時 10 分再開でいかがでしょうか。

2:30:55	はい。日本原燃中浜です。16時10分再開、了解いたしました。よろしくお願いいたします。
2:31:01	はい、では、10分に再開いたします。よろしくお願いいたします。
2:31:06	録音停止します。
0:00:01	規制庁の武田です。それではヒアリングの方を再開いたします。
0:00:06	続きまして確認する資料は耐震建物30になります。日本原燃の方から説明をお願いいたします。
0:00:15	日本原燃山田です。
0:00:18	令和4年9月8日、耐震建物30R7についてご説明をします。今回の本資料の修正内容は、基本的に
0:00:30	この前お出しさせて申請させていただき補正させていただきました補正書の内容を反映したものとなります。
0:00:38	内容としましては、まず右下15ページ以降、機能維持に関わる場所について、下線部分について補正書を踏まえて、こちら、
0:00:49	最新化しております。
0:00:51	また、右下54ページになりますが、
0:00:57	いや、
0:00:59	安全機能の機能維持表になりますが、こちらの(3)11番、貯水槽等を以前はBCクラスの方に書かせていただきましたが、こちらの常設耐震重要に格上げをしておりますので、
0:01:13	こちらの方に移しております。
0:01:16	説明は以上となります。
0:01:20	はい。規制庁の竹田です。
0:01:22	それでは、説明の方ありがとうございます。
0:01:26	規制庁側からこの書類につきまして確認がありましたらお願いいたします。
0:01:33	規制庁上出です。補正の内容を取り込んでということで説明ありましたが、
0:01:42	14ページの辺りからだと思うんですが、補正では、これこれこういう機能については、構造上の制限、
0:01:53	機能を維持しまして、それ以外のこういうものは、構造強度プラスアルファ、またそれ以外のものはみたいな形で、まず最初に骨格を示してもらってそれから具体の説明にっていう形にしています。
0:02:10	なので、その部分の反映がまだされてないかなと思ってます個別具体の話は補正から持ってきてるんですけど、その部分、

0:02:21	も含めてちゃんと取り組んでもらいたいと思ってますが理解いただけますか。
0:02:27	はい。日本原燃山田です。補正書で確かに前段部分で、大きな枠組みとして構造強度で達成するもの、それ、構造強度。
0:02:37	その他に閉じ込め機能維持等で達成するものという説明を入れてますので、骨格としてそれ確かに必要だと思imasるので入れさせていただきたいと思imas。以上です。
0:02:49	はい。規制庁上出です。よろしくお願imasします。
0:02:52	あと、24 ページのボックスの図でちょっと気になっ
0:03:00	たんですけど、
0:03:05	地下 2 階部分に当たるんですかね、工程室で黒枠で囲ってあって、工程室 = S クラスとも思っないってのは工程室 = S クラスではないと撤回してて、
0:03:22	そのうちでも、
0:03:24	な、なんていうんすかね一部のエリアだとは思ってるんですけど、
0:03:30	見た目として工程室のうち、SS でない範囲ってのが、このポンチ絵ぐらいの範囲であるのかっていうちょっと疑問だったんですけど、実態どうなっましたっけ。
0:03:50	はい。日本原燃石田でございます。まず一番地下階、地下 3 階にあるのが、露出した状態でも楠本取り扱うようなグローブボックス、粉末調整系とかのグローブボックスがありますと、
0:04:03	地下 2 階の工程室に行きますと分析計の設備のグローブボックスとか、
0:04:10	オープンポートボックスとかあと皮膚空間関係を取り扱うような設備のポートボックスとかそういったものが存在をしますということでござimas。
0:04:24	はい。規制庁坂です。
0:04:26	で、実際に結構あるからあれですかねこういう断面で切ると、こういう見た目になるぐらいの配置になってるんでしたっけ。
0:04:35	はい。日本イシハラでございます。そうですね
0:04:40	何て言えばいいんでしょう。そんなに地下 2 階を贅沢に使ってるわけじゃないんですけど、分析みたいなやつが点在してるとかそういったものであったりということからすると同じぐらいの縦方向のエリアで、
0:04:51	地下 2 階も構成されているという感じになっってます。以上です。
0:04:57	はい。規制庁上出です。
0:05:01	それで、
0:05:03	あれでしたっけか 2 回で、

0:05:05	重要区域と言ってる部分っていうのは、大分一部、大体の工程室のうちのほとんどの分は
0:05:15	S以外っていうことになってるんですけど。
0:05:18	はい、弓削西田でございます最後までおっしゃっていただいている通りでございますネーミングが同じなんですけど、10区域と言ってるのがほとんどなくてそれ以外のものが大部分ということになります。以上です。
0:05:31	はい。規制庁加来です。わかりました。それであれば、はい。この1回できるというところかと思えます。
0:05:40	次に、
0:05:44	25 ページで、
0:05:48	昨日の話があって、
0:05:52	ここで言っている静的な閉じ込めとは何ぞやみたいな話で、
0:06:03	固体と液体を内包するっていうところは対象ですと。
0:06:09	ていうのはわかりつつ、
0:06:14	実態に
0:06:16	何で期待は入らないっていうことなんですけど、実際溶解槽みたいなものがあるときに、
0:06:25	ここまでは液体として衛生的な閉じ込めですここからは、北伊井なので、
0:06:35	動的というか、この範囲外のものですという説明になるんだと思うんですけど。
0:06:43	液相と気相の設計上の
0:06:45	境目みたいなのはどういうふうに考えてますか。
0:06:56	日本原燃窪田でございます。基本的に同一の機器の中で、本当然その液体に接液してる部分と、園木北井が触れてる部分っていうのはもちろんありますけれども、基本的にそれらも、液体を保持している一つの容器として見た場合にその液体を閉じ込めるバウンダリと、
0:07:15	いうふうに考えて設計評価をしているという考え方でございます。液体に関しては、それらの排ガスを放出する
0:07:25	プルオフ配管ですとかそういった排気経路で存在するものはその下の付けの維持機能としての期待を
0:07:33	するためのラインとして閉じ込め機能を担っているというような考え方で、
0:07:37	はい考えております。以上です。
0:07:42	藤規制庁カミデです。

0:07:44	前、話を聞いたときに、例えばその溶解槽みたいなものっていうのは、ちょっと中間部分で、水封がしてあってで、
0:07:54	それで本当にセーフで閉じ込めっていえるのかみたいな話をしたときにはですね、ただその部分はもう基層ですから、
0:08:05	廃棄と相まっての閉じ込めだと、一方で、下の方は溶液で持っているから、
0:08:13	ここでいう清潔な取り込み機能がイトウだという話だと思うんですけど、一つの機器の中にそういう区分けがあってということであれば、どこまでが
0:08:24	静的なとじ込み機能を持っている範囲があって、
0:08:29	どこから先が、
0:08:31	それ以外の機能の担保の仕方をしているのかっていうのが、区分けの位置がよくわからないなと思って確認してるんですけど、いかがですか。
0:09:06	日本原燃車少々お待ちください。
0:09:36	日本原燃窪田でございます。的に閉じ込め機能としては、
0:09:41	まず、静的な閉じ込めトシャサン要件はAとする機能としてまずありましてで、おっしゃる通り動的な閉じ込め機能である排気によって負圧に維持するその負圧に維持しますけども、それと相まって、全体的な閉じ込めの機能として維持すると。
0:09:59	ということになりますので
0:10:01	動的な閉じ込め機能の保持機能というのはその基金の中でさらに区分けされてという概念というよりはそれらの動的静的を、施設全体で組み合わせで閉じ込め機能を維持するというような考え方だという理解で整理してございます。
0:10:16	以上です。
0:10:21	藤規制庁カミデです。ちょっと質問を変えれば、
0:10:28	わかるのかなっていう気もしますが例えば 25 ページのその最初のポツの、
0:10:34	なお書きで気相部っていう言葉がありますが、その液相部と気相部の境目っていうのは設計上どういうふうに設定してますか。
0:10:49	はい。日本原燃窪田でございます。こちらは、まさしく
0:10:54	それぞれの容器内の、その設計上の保有量といいますかそういったところが接液部としての要望生きますとそ
0:11:02	当然満水じゃないような、
0:11:05	状態で運用するそうとか、機器であれば、通常時、気中に存在するものはその気相部と。

0:11:13	たところで動くわけではない。
0:11:15	機能的にそんなにそんな分類で考えた記載としております。
0:11:19	以上です。
0:11:21	はい。規制庁深見です。それで、運転員の筒レベルなのか、それよりも保守的に見積もった設計上のレベルっていうのがあって、その
0:11:32	その部分より下はちゃんと漏れないようにっていう処理をしているっていうことなんだと思うんですけど、ちょっとその辺は運転人なの加瀬、それに余裕を見た設計上の何かあるのかっていうところが、
0:11:46	よくわからなかったんですけどいかがですか。
0:12:00	はい日本原燃向後でございます。逆に通常の工程運転としての、必要なその保有量というのが設定されてますのでまず、そういった考え方で、
0:12:09	積極と気相部という関係で、
0:12:15	少々お待ちください。
0:13:01	日本原燃久保でございません。衛藤。
0:13:04	実際のものとしてはそういうふうに
0:13:07	全景と分かれてるんですけど実際のその耐震設計その評価という閉じ込め機能で考えた場合には特段そういった
0:13:15	軽微気相部って分けてるわけではなくて、一つの閉じ込め機能としてその機器全体として見てはい。
0:13:20	その機能としてその閉じ込め機能として静的な閉じ込め機能という
0:13:25	道具として選定して評価をしているという実態でございます。
0:13:29	以上です。
0:13:35	規制庁カミデです。今の答えは、
0:13:38	どういう質問に対しての答えなのかよくわかんなくなりましたんですけど、
0:13:44	何を言ったんですか。
0:13:46	すいません日本エリアでございます。ちょっとカミデさんをご確認されて主椎野を確認する形になっちゃうかもしれませんけど、25 ページで言ってる静的閉じ込め機能のなお書きで書いてる趣旨なんですけど、
0:14:01	まず用影響とかを保持する設備の保持機能ってのは、タンクであればタンク全体に対して、まず保持機能を維持し、確保するというための共同。
0:14:14	構造強度を確保しますよと言った上で、ただ基礎部にいる空気というか流体ですねこれを閉じ込めるっていう観点からいくと、静的に閉じ込める出ないので、

0:14:26	要は滞留しているもの自体を閉じ込めるというやり方は、下の動的閉じ込め機能いわゆる排風機で引っ張って、方向に流してフィルターで除去して外に出すというところじ込み機能で担保しますよということを、
0:14:38	単純な構造というよりも、システムの話なわけでは書いているつもりでした。これのどこからが静的な閉じ込め機能でどこからが動的閉じ込め機能だっているのが何か設備上、境目境界があるわけではなくて、
0:14:53	安全に流体としての管理を、いわゆる行きたい答えで、お示するという。
0:14:59	名目的ではその構造強度で維持するという説明ができるものと整理をするもので期待みたいなものってのは、静的に閉じ込めるってよりも、排風機なんかで一定方向に閉じ込め機能を発揮するんだという、
0:15:12	どういった所に説明したかったというものです。以上です。
0:15:18	はい。規制庁上出です。
0:15:20	確認してる趣旨としては、基本的にほとんどの除草は大丈夫だと思っていて溶解槽みたいな特殊な機器が最初の場合あって、
0:15:31	特に溶解槽イメージして聞いてますんで、一つの機器としてまるっとです、バウンダリが建設、
0:15:41	構造的に形成されていれば普通に評価すればいいだけでしょ、というところもあるんですけど、溶解槽ってある一定のラインで西風になってるっていうところですから、構造的には縁が切れてるんじゃないかと思っ ていてあんまり詳しくは知らないんですけど、
0:15:59	そういうものを評価するとき、要は水封部分は、変形っていうのはある程度許容サービス、変形するし、それが許容されるんだと思うんですよ。北井出ても期待なんて、
0:16:15	それは当然引っ張ってるから、そこは大丈夫ですという話なんですけど、それより下の溶液で持ってる場所はそうではないんじゃないかと。
0:16:27	いうところもあって、そのあたり設計上の領域のラインと動いてもいいラインっていうんですかね。
0:16:37	そこのギャップをどれぐらい見見てるのかとかどういう設計にしているのかっていうところが、今気になって話を聞いているところなんですけど、理解いただけますか。
0:16:49	はい、日本石田でございますはいご趣旨は理解しましたので、確かに溶解槽みたいなものを、他にも特殊構造という、ハル洗浄槽とか、特殊形状の一つの、何でしょう。



0:17:06	専用機みたいな位置付けでならないようなものってのは確かにあるんですけど、そういうものっての気相部ですよって確認は、どちらかとその溶液状のオーバーフローラインを基準に、
0:17:18	設計をしていますということですP u b lの内容当然なんか固定で、物としてはここから先、次のタンクに行きますよってラインがあるのでそれより上は気相部だと、というようなことで、整理をしているところでした。以上です。
0:17:34	はい。規制庁神です。わかりました。ちょっとイメージがつかしました。
0:17:41	あとですね、実際は
0:17:45	この下の方にまたセルの話とかはありますけど漏えい液受け皿とか、あとセルのセル自体も、
0:17:57	漏れても大丈夫なようにしてありますからそれも、閉じ込め金星的な閉じ込め機能ってということだと思っすね液体交代って意味で、何かその辺の説明も、日
0:18:11	英あるといいし、先ほど吉原さんが言われたようなところも、ちゃんと書いてもらって、こういう形で閉じ込め機能を構成してるんだと。
0:18:23	いう話があればいいなと思ってるんですけどいかがですか。
0:18:28	はい。日本原燃志田でございます。はい。例えばそれでいけばおっしゃる通りライニングして閉じ込めを担保するようなものもあるし、あとはろ池沢も当然あるので、
0:18:39	そういったものも含めて全体の静的閉じ込めがある、ある部分ちゃんと閉じ込めておくんですよという設計の概念っていうのを展開できるように、記載を拡充できればと思います。以上です。
0:18:51	はい。規制庁亀井です。よろしくお願ひします。ちょっと網羅的にちゃんと整理をしないと後で評価の時に視点が抜けちゃうんじゃないかという心配で、お話してますからちょっと丁寧に、この辺りは、
0:19:06	説明を展開してということ、よろしくお願ひします。
0:19:15	あと、
0:19:16	25 ページ一番下の廃棄の十分な容量っていうのが、
0:19:26	具体的にどんな、どこまで具体的に聞かかっていう話もあるんですけど、ただ十分なんですと言われても、なかなか理解しがたいところで、
0:19:39	何か説明資料ついてましたがこの資料3の23 ページとか、それが表現できるってことなんですかね。
0:19:48	日本原燃窪田でございます。衛藤そうですね
0:19:53	仲野。

0:19:54	廃棄量の算定の仕方みたいなところを少し 23 ページのところ追記させていただきましたでちょっとすいません、本日、
0:20:03	ちょっとこの辺詳しく瀬川の方が不在で、
0:20:09	はいちょっと
0:20:10	細かいところはちょっと別途、はい。ちょっと回答させていただきたいと思いますはい。今年はこのような形で製材閉じ込めの吸排気の関係というのは設計上はこの計算式でもって評価してるという概念を 23 ページにつけさせていただきました。
0:20:26	はい。
0:20:27	以上です。
0:20:30	はい。規制庁管です。そのあたりがですね資料間でリンクがきちっとされているのか、要は、
0:20:40	25 ページって十分な容量を有する設計っていうのが、23 ページ何なんですかっていうのが呼び込まれている関係でもないし、あとは言葉として統一されてるわけでもないんで、
0:20:55	一緒なのかなあと見て見るんですけどその辺は、読み手にゆだねられているような感じなので、もう少しきちんとその資料の中でのリンク。
0:21:08	を取れるように、呼び込みであったり、言葉の統一だったり、もう少し精査をいただければと思います。
0:21:16	はい。音源クボタでしようしましょう。
0:21:23	はい。規制庁カミデです。あと 26 ページでこれも先ほど、溶解槽例にとって話をしたようなところで、多分洗浄等も同じようなところで、
0:21:37	特殊な
0:21:40	機能をもっとちょっと特殊な構造になってると思うんですけど、これって、
0:21:46	あれなんですか排ガスルートで
0:21:51	分拡大ってありますけど、構造的に縁が切れるような形になってるんですかね。
0:21:58	日本原燃窪でございます。
0:22:00	この分のところでまた檀構造というような構造設計なってます、常時その上から純水が流れてこの棚田をこう通って行ってこう水が張られた状態。
0:22:14	格段いてその中を排ガスが通って行って洗浄されていくと。
0:22:18	というような構造になっております。
0:22:22	以上です。

0:22:25	はい。規制庁神戸です。わかりました編が切れてるっていうわけでもなさそうだなと思いましたが
0:22:35	そうなるとこの説明って、
0:22:38	何だか普通に、要は側としては普通に容器の手を離して、
0:22:44	きてるっていうこと。
0:22:46	だと思っんですけど、どういう説明をしたいんですかね。
0:22:51	ちょっとよくわからない。
0:22:54	日本原燃ください。はい、おっしゃる通り基本的にその容器の側としてコードは健全であれば、このその他残構造というのが維持され、除染するための、
0:23:05	このルートが適切に確保できますので、それーが保持されることによって通常の構造強度により機能が確保できるといったところの説明になるかなというふうに考えてございます。
0:23:16	以上です。
0:23:23	はい。規制庁カミデです。
0:23:31	何か、
0:23:32	得べー！
0:23:34	抜き出して説明をしている割には普通のことなので何か他に言いたいことがあるのかなと推測はしてしまうんですけど、特になくてっていうことな。
0:23:46	そうねこの辺川、
0:23:50	その水の部分を設備の構造強度により、
0:23:56	これがタバコ下げるとか、もしくは水が一時的になくなって別にも別に構造強度だけあればいいみたいなことなのか、なんかそういうことを説明。
0:24:08	したいのかなあとも思いつつ、実態、どういう感じですかね。
0:24:14	日本原燃窪田でございます。えっとですねここは少し
0:24:20	動的なとじ込み機能という許可からのラベルの張り方をしてた関係で、7-2、実際は塑性的な構造強度見ときゃいいですといったところの
0:24:32	なんでっていうところが、少し実際にじゃどういう構造、これはどうですかと言ったらちょっとそれもまた、
0:24:40	そうなのかなっていうのはあるんですが、少し特殊な構造といいますか単純なそのフィルターのろ材で吸着するようなものとは別に、こういった洗浄塔っていうので、
0:24:51	こういった構造形状によって、報酬浄化を行う機能があるということもあって少しイメージをつけさせていただいたっていうのが蓮沼、これを書いた。

0:25:02	そうでした、実際はあまり
0:25:06	特殊なというよりは、はい。
0:25:09	ちょっとその辺の記載の、はい。説明をずっと深掘りしたような形には させていただきますというのが実態です。以上です。
0:25:20	はい。長官です。わかりました。
0:25:25	へパフィルタとかヨウ素フィルターとかある中で、
0:25:30	1例だけとりあえず抜き出して
0:25:34	書いて、
0:25:36	わかりやすくというかこういうものがありますよっていうこ等を示した かったって感じですかね。
0:25:44	はい。日本原燃久保です。おっしゃる通りでございます。
0:25:49	はい、わかりました。はい。
0:25:54	すいませんコサクです。
0:25:56	ちょっと今議論することでもないんですけど
0:26:00	一番外側のIII、
0:26:03	容器バウンダリになるようなところ。
0:26:07	の共同を見とけばいいんだという、
0:26:11	のはちょっと、
0:26:12	機能維持という意味だと足りなくて、
0:26:15	そこを見て、そこが壊れなければ中の機能を維持するような
0:26:23	寸法形状はですね、維持されるんだというのは、完全な剛体のようなも のであればいいのかもしれないんですけど、若干華奢なような気がします んで、
0:26:38	こういう周期的に、この部分が変形が強くないかみたいなところと か、何らかその瀬評価でいいんだということは、
0:26:49	いえるようにしておくってということだと思んですけど整理できてます か。
0:27:23	所詮少々お待ちください。
0:27:32	日本イシハラです今ちょっと、今の検討状況を確認してます出井コサク さんがおっしゃったように、この洗浄塔自体は、田仲の形状があって上 から水が降ってきてそれが空気と接触することによって除去機能なり捕 集器浄化機能が、
0:27:51	達成されるということ言えばこの全体の構造が健全であることが前提 だと。なのでそれがおっしゃっていただいているような、外側の側が、
0:28:01	池谷なんかも当然大丈夫ですってというのは、形状によっては乱暴な話か なという気がします。

0:28:09	あとは今そんなにちっちゃいものでもないあと構造体として確かにちょっといびつがいびつなので全体下がでかいタンクみたいなので、細長い状態で上まで来ると経常的なものも含めて、
0:28:20	どこまで今検討してるか今ちょっと確認してますので結果がわかった時点で回答させていただきます。以上です。
0:28:27	はいコサクです。今、
0:28:29	明確に説明いただかなくてもですねこれの評価の断面でしっかりとそういう説明が入ってれば構いませんので、今のでこちらが言った趣旨は伝わったと思いますから、整理をしておいてください。
0:28:44	はい、日本エリアでございます承知いたしました。
0:28:50	と規制庁カミデです。2526の説明を見ていってと思うのが、
0:28:58	26ページの排風機の説明はこれは動的機能なんだと思うんですけど、
0:29:04	その前の静的な閉じ込めと言っているものも、動的な閉じ込めと言っているものも結局設備の構造強度って言っちゃって、
0:29:16	何でわざわざ分けて説明するのかなっていう疑問があってですね、その一端がさっき説明のあったような、やっぱり洗浄塔みたいなものでいうと、
0:29:31	単純な背構造強度でないものもあるので分けてますっていう話であれば納得はいくんですけど全く一緒って言われると、何で分けたんだという気がしますその辺り事業者としてはどう考えてますか。
0:29:49	はい。日本原燃窪でございます。
0:29:52	衛藤。閉じ込め機能としてはおっしゃる通り静的な機能と動的な機能で相まって基本的に閉じ込め機能に担保されて、
0:30:00	完全にこの項目開けたのは結果で、項目をそれぞれ分けて書いてあったということを単純に、小松相馬展開したという発想でしたので、少し
0:30:11	先ほどありました
0:30:13	複数
0:30:15	それぞれ交わって機能するようなものであれば、それがどう、どう、その構造であったり機能でもって担保できるかといったところを少し、この辺、
0:30:27	閉じ込め機能と、やはり全般論で書いた方がいいかなというふうに感じておりますので、少しその辺ははい、考えたいと思います。
0:30:37	以上です。
0:30:38	登坂です。すいません。静的動的は私も前から言ってるように気持ちが悪いくけど、そちらが許可の言葉で、それは踏襲したいということだから

0:30:50	52 どうぞという感じではあるんですけど、結局その機能維持の機能って何っていうことをちゃんと一つ一つ考えるということで、結局動的と言ってる中でもう経路維持であればもうそれは、
0:31:04	構造体でしかなくて、一方で補修浄化機能になれば、何らか例えばフィルターにあっても、基本的には側の話ではありますけど、
0:31:17	ろ材にリークパスが発生しないかみたいなことは説明いただく必要があるし、
0:31:25	静的何、動的の中にも静的なものもありつつ、でもそれはやっぱり機能としての説明が必要なので、言葉にとらわれずにちゃんと一つ一つ機能維持を説明してくださいねってということだとは思いますが。以上です。
0:31:43	はい。日本原燃窪でございます東海林シャシいたしました。
0:31:46	はい。必要なそれぞれの機能がきちんと担保できるということは、はい。
0:31:53	記載のところも含めて少しは考えたいと思います以上です。
0:31:59	はい。規制庁上井です。私も同じことを言おうと思っていて、
0:32:05	設備の構造強度によりっていうところは一緒なんですけど、実際何で担保してるかっていうとやっぱり、ここで言う静的と動的は結構違っていてやっぱり動的っていうとフィルターであったり、
0:32:17	あとはこういう水封の機能そこが担保を持っている構造部材じゃないところが、機能を担保していくっていう違いがやはりあるので、いずれにしてもそういうところも含めて一つ一つちゃんと、
0:32:32	説明してくださいねということに収束しますけど、そのあたりきちんと説明するように、よろしく申し上げます。
0:32:43	はい。日本原燃窪田です。承知いたしました。
0:32:53	はい。規制庁カミデです。あとですね
0:32:59	ちょっとちょっと先に行きますけど、
0:33:04	7にMOXのお話があって32ページのところ、
0:33:09	ですね
0:33:11	32ページの上から3ポツ目のところに、地震時においてはSクラスのグローボックス。
0:33:18	云々とあって、イトウ的に閉じ込めるってことが書いてますけど、もともと、
0:33:28	何か動的に閉じ込めているような気もしていて、地震時においてはっていう限定が何でかかっているのかっていう、
0:33:36	思ったんですけどこの辺り、どういう趣旨ですかね。

0:33:49	はい。日本原燃石田でございます。ここはちょっと書き方を、すべて連れが滑ってる気がしますけどおっしゃっていただいている通り、動的取り組みはどちらも同じです。これどちらかと、地震時においても、
0:34:04	の表現の方がかかった趣旨に近いとは思いますが。
0:34:08	以上です。
0:34:10	はい。規制庁深見ですそういう意味なら何となくわかりました。
0:34:19	あと、
0:34:21	あっと読んでいて、今回、工程室はSクラスで、とじ込み機能でっていうこと。
0:34:30	あんまり説明がないなあと思ってたんですけど、ですかねこの32ページの上から4ポツ目の真ん中ぐらいに、地震時においても高低差及び鋼鉄排気系の構造を維持するっていうところが、
0:34:43	工程室として閉じ込め性能を持ってるんだという説明になってるってことですかね。
0:34:50	はい。日本原燃者でございます。はい。説明は、たんぱくな気がしますが、おっしゃっている箇所でございます。以上です。
0:35:01	はい。規制庁菅です。
0:35:04	ものの終わりには説明が少ないし、
0:35:09	要は基本的なコンセプトでもあると思っていて、容疑クローブボックス工程室でそれをさらに地下にっていうことを、地下は閉じ込めとはあまり関係ないかもしれないですけど、そういうことなんでもう少しそのあたり、
0:35:24	基本的な閉じ込めのコンセプトとして、31ページの辺りだとは思いますが、もう少し膨らませて書いておいたらと思いたると思いますがいかがですか。
0:35:34	はい。日本原燃石原でございます。ちょっと31ページからの流れをもうちょっと整理をしてとじ込みのコンセプトがちゃんとわかるように、
0:35:44	おっしゃっていただいている通り露出した状態で取り扱うようなグローブボックス地下3階に、それ閉じ込めというような全体的に外に、外部補に放出するリスクを下げるという意味も含めてですけども、
0:35:56	それプラスグローブボックスの閉じ込めだったり工程性の閉じ込めだったりということの全体のシナリオがわかるような記載にさせていただきたいと思いたると思います。以上です。
0:36:07	はい。規制庁深見です。よろしくお願いたします。
0:36:11	阿藤。

0:36:12	MOXに限らずですけど、今回グローブボックスの閉じ込めっていうことに対して、単純に構造部材だけじゃなくて加振試験みたいなものやって、
0:36:28	機能維持加速度みたいなものものものと比較しますっていう話だったと思っているんですけど。
0:36:35	それが31ページ以降どの辺に書いてあるかよくわからないんですけど、ここで読めますっていうところを説明してもらえますか。
0:36:57	はい。日本イシハラでございますそういう意味ではちょっと障防法の展開でうまく書ききれてないかもしれません。もともとは
0:37:06	グローボックスのあれですね20ページのとじ込み機能の維持のところの説明で、説明岸橋田明になってしまって別紙側にうまく展開できてないと思います。
0:37:17	どちらかという観点というか、機能維持をどうやってやっていくのかというコンセプト的なものが後ろにまとめてあるものだったところもあるので、
0:37:27	20ページの記載も踏まえつつ、全体としての、何をもちその機能を維持するのかっていうコンセプトがちゃんと伝わるように、先ほどグローボックスの起動時加速度みたいなものも含めて、展開ができるようにしたいと思います。以上です。
0:37:43	はい。規制庁カミデです私としては理解いただいています基本方針、
0:37:50	ではちゃんと書かれているので、きちんと展開していただいて次以降の申請の時に、
0:37:58	しっかり確認できるようにということですのでよろしくお願いします。私の方からは以上です。
0:38:07	規制庁の竹田です。その他規制庁側からこの資料で確認ございますでしょうか。
0:38:16	よろしいでしょうか。
0:38:17	それでは原燃の方から、資料の修正方針について説明をお願いします。
0:38:26	はい、日本イシハラでございます。まだちょっと申請書を反映しましたと言いながら、反映するところが足りなかったりというところがありました全体のコンセプトだったり、
0:38:37	いう部分がちゃんとわかるように記載を、展開をするということ。
0:38:42	あとは
0:38:48	そこで最初に言ったよね。25ページ以降再処理と閉じ込め機能の話ですね。



0:38:54	静的閉じ込めのところの保持機能スタート整理をする全体のコンセプトがわかるように整理をするということと、全体持って静的閉じ込め、動的閉じ込めという、この後に出ている括弧書きの機能が重要ですのでそういった機能を維持するためにどういうことを
0:39:13	担保条件にするのかということがわかるように記載を整理をさせていただくと。
0:39:18	ということかと思ってます。はい。
0:39:21	あとは、先ほどの
0:39:23	グローブボックスの閉じ込めのところですね。であったり工程数閉じ込めのコンセプトというところ、書き換えてないところは記載を拡充をさせていただくということで整理をさせていただければと思います。
0:39:36	はい。以上です。
0:39:39	はい、ありがとうございます。
0:39:41	ちょっと今の説明で、A規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:39:48	よろしいでしょうか。それでは次の資料の確認に進みます。
0:39:54	次の資料は、材料構造 00-01 ですか。
0:39:59	はい。事務長。はい。いや、説明お願いします。
0:40:04	はい。日本原燃石田でございます。すいませんまずはお詫びを申し上げます本来であれば 00-02 の在庫でやりたかったんですけど間に合いませんで、在庫 001、レビジョン 7 ということで 9 月 7 日に提出をさせていただいてます。
0:40:19	やろうとしてるコンセプトは、再処理施設と MOX と施設名は違えど、やろうとしてるコンセプトは同じだと思ってます。
0:40:27	9 月 7 日に私をしている材料構造の 0001 特に別紙 1 の添付書設計基本設計方針の記載がですね、
0:40:37	いろいろと青字で記載を拡充とさせていただいてるんですが、
0:40:44	以前ヒアリングをやらせていただいてその結果を踏まえてお出しをさせていただいた 9 月 6 日付の在庫 01 の 5 ページに入っている絵ですね。
0:40:55	全体のコンセプトをまとめた絵が入ったと思うんですこれが、
0:40:59	うまく反映しきれてないと思ってます。そこがちゃんと整理をしなきゃいけないポイントだと思ってましてそこを追加するということを今後やらせていただきたいと思いますと思ってました。
0:41:11	一つは右下 6 ページに、別紙 1 のスタートで、3-1-1、材料部構造ということで、安全機能を有する施設に属する容器及びびか並びにということで文章が始まっております。

0:41:25	そのあとに安全機能を有する施設容器等に接続数ポンプ及び弁の再増材料及び構造はという文章があります。
0:41:32	さらにまたうちがその次のページにありますと、いうことでこの材料び、構造の設計を要求する対象は何ですかというところが、いまいちよくわからないような状態になってまして本来一番上で言う安全機能を有する施設の容器等と言っている生薬。
0:41:51	逆を書いている部分、これが何が対象かというのを、前回材料を在庫 01 でやった 5 ページの絵をもとに展開をする必要があったと思ってます。
0:42:04	在庫 01、9 月 6 日にお出したものがお手元にもしありましたら、5 ページを見ていただくと、
0:42:13	今画面でも共有をしますが、いわゆる在庫の対象は何ですかというと、一番外側にある志賀岩川さておき真ん中のオレンジの枠より内側に入るものが、
0:42:28	材料費構造の対象ですというのをまずちゃんと言わないといけないと。それには何が含まれるかっていうのは、緑の、いわゆる一定のほう素をその濃度以上の放射性物質等を内包する容器か、
0:42:40	であり、かつ、であったり、青い枠に入るような、
0:42:47	あるみたいなものですね、であったりということまた、緑青の枠の中に、ある設備に接続される系統に設置されるポンプ弁というのがありますと。
0:42:59	いうこと全体が材及び構造の対象ですよというのを、先ほどの在庫 0001 でいう右下 6 ページの一番最初のところの文書でちゃんと書き出して展開をしていくと。
0:43:11	いうことをさせていただかなきゃいけないかなと思ってます。
0:43:15	加えましてそのあとに出てきます。
0:43:20	右下でいくと、
0:43:25	これ、
0:43:27	6、あと右下 8 ページ以降また 9.3. 1.1 材料を、また、9 ページいくと構造というのがありますそれぞれのところにも同じように、
0:43:39	こういったものを対象にどういうことか、設計としてするんだということを書き下す必要があるのかなと思ってますというようなことが現状ちょっと 0001 では、第 501 とのリンクがうまくとれてない点でございまして、
0:43:53	S E についても同じでございまして。それを記載を拡充して提示をさせていただく必要があるかなと思ってたところでもございました。

0:44:03	ちょっと全体の説明としては、よりは、現時点でちょっと我々として足りてないと思ってるところを、くそ、どういうふうに拡充するかというご説明になりましたが、以上でございます。
0:44:16	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:44:18	それではこの種類につきまして規制庁側から確認あればお願いします。
0:44:25	はい。規制庁上出です。
0:44:29	材料構造 0001 は再処理の資料でありつつ、今紹介いただいた在庫 01 っていうのは、もう複数の設備リストとかも関係するので
0:44:42	整理をいただいている、まだMOXの在庫 00 は出てきてないですけど今日の話の踏まえたものが出てくることなく出てくるものだ。
0:44:54	まずは認識をしています。で、
0:44:57	まず先ほど石原さん説明いただいたように、在庫 00 様は本文において対象っていうのは、
0:45:08	安全機能を有する施設の容器等ということで、在庫 01 のオレンジのはいだということでまずそれをしっかり書き下すっていうことだったと思うんですけど。
0:45:20	それ以降ですね、
0:45:24	在庫 00 - 別紙 1 において
0:45:29	このオレンジのものを主語で全部展開していけるのか。
0:45:35	どこかの段階で、在庫 01 の 5 ページで言う、青に限定したり、緑に限定して方針を書かなきゃいけないのかっていうのはその辺、どういう認識ですかね。
0:45:50	はい。日本原燃石田でございますはい。ちょっと
0:45:54	いろいろ中でも検討してもらいつつ、私の感ていうところとしては、最初にですね、おっしゃるようにまずそれぞれのタームで
0:46:06	オレンジの中だけに入るものだったり、青い枠に入るものだったりっていうので、設計を、として確認する確認の仕方を変えないといけないところがあると思ってます。
0:46:17	そうしたときに、まであまり限定全部を拾って安全機能を有する施設の容器等って言うてしまうと、全部が対象になるのでその書き方をうまくせんとあかんかなと。
0:46:29	特にポンプとか弁みたいなものは、どうするんだとかっていうところも個別で確認設計の方針を書き下す必要があると思ってますので、
0:46:39	そういうところの書き方ってのが多少工夫が要るかなと思ってたところでした。以上です。
0:46:47	はい。規制庁カミデです私も

0:46:51	当初こういう在庫 01 の表整理するにおいて、念頭によったのはそういうところでちゃんと対象をかけ分けられるように、体全体を整理してから、
0:47:05	基本方針を変えてもらわないと思ってはいたものの、
0:47:11	結果として、
0:47:14	緑ってというのは魔法シャー。
0:47:19	生物でどんだけ持ってるかだけであんまり方針として、これとそれ以外で違うものはなさそうだし、
0:47:28	青の部分も計算書をつけるかどうかという観点では、いずれテンプレの方ではいろいろ説明があるんじゃないかと思っていますけど。
0:47:40	本文レベルにおいては全部をレンチの主語で全体設計を謳うのかなと思っていましたが、今、その辺りはどうですかねやはりちょっと書き分けが必要そうなところがあります。
0:47:55	はい。日本原燃車でございます。例えば一つ当初、いろいろと内側の対象なんでしょう、少なくしたいという思いがあったのか、いろいろポンプでは別々ですと言っていたときの、
0:48:11	いわゆる 1 ポンプ弁みたいなものは、より肉厚に設計するんで大丈夫ですみたいなことを書こうとすれば確かに書き分けが要るかなと思いながら、
0:48:21	やろうとすることがいわゆる材料であれば、その
0:48:25	環境条件を考えた容器への材料を用意するんだということ言えば主語を書き分ける必要なくても皆同じということかと思います。
0:48:34	あとは構造に至っても、やろうとすることが要求される強度を確保するということ言えば、同じことかなと趣旨は、確認の手段であったり条件の設定において、書き分ける部分が多少なりともある可能性はあると思っていますけどもそこも、
0:48:52	基本設計方針のレベルで書き下す必要があるのか添付レベルまでいった初めて書き下すと、前提の方針はもう安全機能を有する容器等と言ってしまってもあまり差し支えはないのかなというふうにも思っているところですのでちょっとそこを、
0:49:06	至急整理をして、書き分けの有無というのも明らかにした上で、資料としてご提示できればと思ってました。以上です。
0:49:18	はい。規制庁上出です。わかりました。ちょっとまだしっかり読み込んではいないんですけど 14 ページとかの耐圧だと大分絞り込んでっていう感じを受けるので、この辺りから、

0:49:33	絞ってくるのかなと思いつつそれより前は何か広くたってもいいような感じもしますのでその辺りステディをした上で
0:49:42	0002 も 0001 ももう一度出してもらってという感じかなと思いますけどよろしいですかね。
0:49:51	はい、弓削石田でございますはい承知いたしました。
0:49:59	はい。規制庁小峰ですって。
0:50:03	ちょっと在庫 01 で少し確認をしたいんですが、先に、
0:50:08	在庫 0001 の話でいうと、
0:50:13	今日これ最初ものとしては出てきてるんですけど、
0:50:18	予定では来週ヒアリングしましょうかという話でしたが、今言ったように、対象。
0:50:25	としての対象の示し方からちょっとずれてきているので、これはそこ整理したもので、01 も 0 にもう出してもらおうということでもいいんですか。
0:50:39	はい。弓削西田でございます金曜日ぐらいに確か予定してたと思いますただおっしゃっていただいている通り今私がお説明した内容をまずは反映した資料をお出ししてその上で、
0:50:51	ヒアリングの日程を調整させていただくということかなと思ってました。以上です。
0:50:58	はい、規制庁カミデですわかりました。他在庫 0001 で、
0:51:04	規制庁側で何か確認ありますか。
0:51:07	なければ在庫 01 で少し確認をしますが、
0:51:13	すみません在庫 01 ですね、6 月 6 日に提出いただいた資料ですけど、先ほどから話をしてる 5 ページの
0:51:23	図なんですけど、ちょっとくそう念頭に、整理を聞きたいんですけど、ボックスとあと
0:51:34	S からそのフィルターみたいなものが材料構造の対象に選定されてますけど、
0:51:41	それってこの世。
0:51:44	今四つ色分けされてますけど、どこに入ってきますかね。
0:51:53	はい。日本原燃石原でございます。フィルターですと、DB で安重でかつ、なので青い枠の SM を、
0:52:03	外的 SA の中でのルート上の機能として期待してるものとして青い枠ですかね、配慮すると。
0:52:14	はい。規制庁菅です。なので青枠の 2 番になるのかな。なんで、木製とグローブボックスの排気系ダクトと同じようなものってことですかね。

0:52:38	はい。弓削西原でございます。2番と同じですね。はい。そこも書き加えて、見える化したいと思います以上です。
0:52:49	はい、規制庁間ケースで、
0:52:51	その上で、青に入ってくるなど思いつつ、強度計算書って、何か用意するんでフィルターみたいなものを落とすんだってという感じもあってですねその辺りって何か整理されてます。
0:53:05	はい、日本オオクボでございます
0:53:07	フィルターですとかアノラック等につきましては
0:53:11	雑目の設計建設規格でいきますとクラス4管のダクトの規定で形状規定が適用されるものですので
0:53:20	もうこの寸法に対してはこの厚さ以上のものを使用すると、そういった設計方針を述べるものというふうに考えてございます。
0:53:27	以上です。
0:53:32	はい。規制庁本庄です。そうすると強度及び耐食性に関する説明書においての説明の項目においては先行例でも、
0:53:43	ある、説明があってということで、特段悩ましいところはないってことですかね。
0:53:50	はい。日本語でオオクボです。はい。
0:53:54	フィルターにつきましてダクトと同等取り扱うという文言を記載を追加しないといけないかなという今認識はございますけども前例と同等の
0:54:04	対応というふうに認識してございます。以上です。
0:54:12	はい。規制庁神です。わかりました。で、
0:54:17	あとですね5ページ目の青枠の3番って、
0:54:23	共用で第1貯水槽であってですねこれが、
0:54:31	7ページの表でも、
0:54:34	容器って何ですかって
0:54:40	示されていて、
0:54:44	これでいうとあれですか。
0:54:46	ライニング型っていうのに、この貯水槽って、
0:54:50	当てはまるってことなんですかね。
0:55:11	宮城西田で少々お待ちください。
0:55:55	日本原燃大窪でございますすいませんちょっとそこにつきまして確認させていただきます。
0:56:03	はい。規制庁上出です。悩まれてるのってあれですか要件の1の方にはまるかっていうことな病というのかそもそも女性層って、

0:56:14	材料構造の対象になるのかっていうことなのかどの辺を今悩まれてます。
0:56:27	日本原燃大窪でございます対象かどうかというところで、ちょっと
0:56:31	議論してございました。
0:56:35	はい、規制庁カミデですちょっと違和感があつてですねスムーズ、整理をしていただいてという感じかと思います。
0:56:49	そうですね。
0:56:51	あとワー
0:56:55	ちょっと先に進んでまた7ページの話ですけど、
0:57:03	これは単純な、
0:57:06	お話で
0:57:09	運搬製品容器っていうところがあつて、仕様表の区分ではこの区分なんですかね
0:57:19	よく見ている共通08だと、製品運搬容器っていうので製品と運搬が逆だったりしたんですけど、
0:57:29	この辺りて、
0:57:32	どう、
0:57:33	いいですか、この資料だけが直ればいいのか
0:57:38	他も含めていずれ適正化しなきゃいけないのかって、どんな感じですか。
0:57:44	はい、日本オオクボでございます。すいませんちょっと確認はしますがとも一応作成要領に記載されてる項目機種区分で記載はして、
0:57:54	いたつもりなんです、ですので同じものを、
0:57:59	イトウしてますのでちょっと確認して適正な記載に直したいと思い必要であれば直したいと思います。
0:58:07	はい、規制庁カミデいいですか。
0:58:10	いずれかのタイミングで規定にした方がいいのかなと思って他にもですね
0:58:16	搬送設備と搬送装置とかっていうので、多分共通08と見てるとちょっと言葉が違うかなっていうのがあったので、その辺りは、
0:58:27	わかったので、ここで儀礼と、
0:58:32	いう感じかと思います。
0:58:34	あとですね、進んで9ページですけど、
0:58:42	このグローブボックスは、対象としないっていうのは
0:58:48	前から聞いてはいるんですけど中に受け皿があるものは、対象となるんだと。

0:58:56	ということで、
0:59:00	それがあれですかね、7ページにも一応グローブボックスを書いておいて
0:59:06	9ページにも書いてるから差分はわかるでしょうってということなのかもしれないですけど、
0:59:16	9ページの方にも、もう少し丁寧に書いてって感じかと思いますがいかがですか。
0:59:24	はい。日本原燃者でございますはい。ちょっと丁寧さに欠ける気がしますので、修正させていただきます。
0:59:31	特に7ページの方は、核燃料取扱ボックスっていうダムで分ボックスを文法とボックス度って書いてますけど、
0:59:41	漏えい液受け皿がついてるのはグローボックスだけですし、その辺も含めてちょっと記載が雑な雑なのでちょっと両方に書いて丁寧に事実が伝わるようにさせていただきます以上です。
0:59:55	はい。規制庁菅です。よろしくをお願いします。あと、9ページで、その1個上の機械装置ってところを見ると、機械装置は容器または管の概念に当てはまらないと。
1:00:10	ということがあるんですけど、容器または管の
1:00:16	概念っていいのか、
1:00:20	あれですかね、6ページのことを、
1:00:23	言ってると思えばいいんですかね。6ページの(1)の説明ですか。
1:00:31	はい。宮城西田でございますはい。そうですねここでいう容器とかって書いてある内部流体を保持し、機能上対流貯蔵反応蒸留等、目的を持ちたものと、
1:00:41	いうものを概念として、それに当てはまらないということで説明しているものということでございます。以上です。
1:00:51	はい。規制庁上出です。概念という言葉も何かまいち感があるので、何か別の言葉にして、定義みたいな感じ。
1:01:01	なのかもしれないですけど、その上で6ページも、容器の定義として、下の定義としてみたいな形で、ちょっと紐付けをきちんとしてもらってということかと思しますのでよろしくお願いたします。
1:01:14	はい、日本イシハラでございますはい。ちょっと機械装置だけではなくて他にも同じような記載になってますので、6ページとリンクして、日本語の適正化させていただきたいと思えます。以上です。
1:01:30	規制庁コサクです。
1:01:33	よくわからなかったんですけどあのファンは、



1:01:36	ファンって何でこう分かれちゃうのかっていうのを、
1:01:42	教えていただけますか。
1:01:48	はい。2本目の項でございます。案につきましては
1:01:53	換気空調系で圧力も十分低いところというところ等後、ちょっと発電炉を参考にさせていただきます、発電炉も、
1:02:02	一応材料構造の対象にしていなかったというところで、一応切り分けてございます。以上です。
1:02:13	補足ですそれはあれですか、実用炉だとクラス4管で監視が基本的には相手にしてないからってということですか。
1:02:24	はい。日本原燃大窪でございますはい。その通りでございます。
1:02:32	あこ規制直接とりあえず状況はわかりました。それをどう解釈して、対応すればいいかっていうのをちょっと私も考えておきます。
1:02:44	はい。そちらでも何て言うんすかね。今、今の話で対象にするしないの考え方っていうところで整理をしていただければと思います。
1:02:58	規制庁菅です今の話で、先ほどの私の確認とも関連して6ページのところで、
1:03:05	ここでいう容器とはっていうところで内部に流体って書いてあって、これがその液体なのか、
1:03:16	気体を含むか、あとは粉体みたいなものも、
1:03:20	組むのかっていうのがまず明確じゃないなあと感じていましたけど、その辺ってどういう整理され、
1:03:33	はい。日本原燃石田でございます。すいませんこれも
1:03:39	別の資料で出した時は書いてあったのちょっとすっかり消えてしまいました内部の流体は、液体気体括弧液体の中には粉体を含むという形で考えておりました。以上です。
1:03:53	はい、規制庁間ベース。
1:03:56	そこを明確にしたときに、
1:03:59	あれですね7ページの容器として、期待も含めてといったときに本当にこれで十分。
1:04:09	かって言うのか。
1:04:12	ちょっと納得感がなくなってきたから特にやっぱりグローブボックスみたいな。
1:04:17	ものが、一旦対象にはされるんだけど、これは別のところで説明しますっていう整理にならないといけないのかなっていう気もして、何か他にもそういうものが、
1:04:31	かわいそうな気もしますが、

1:04:34	今の話を聞いて事業者どうですか。
1:04:41	はい。はい。日本原燃大窪でございます今の話でいきますとまず流体を保持してるかっていうところと、あと、先ほどの定義の話も出たような機能状態流ですとか貯蔵反応とか、
1:04:54	その機械を止めるような機能を持てれば、容器として整理するのかなというところでグローブボックスは今、そういった機能は持っていないものとして、今す。
1:05:04	切り分けしてございます。以上です。
1:05:10	藤。
1:05:11	規制庁神です。9ページのグローブボックスのところは機能上閉じ込めを目的とするっていうのは、閉じ込めという機能を持っていて、相手は基本的には、
1:05:22	期待なり粉体粉でなのでそれを流体に入ると、いうことだと。6ページで、有体を保持してますねと。対流貯蔵反応蒸留等、
1:05:39	に、
1:05:40	いうんじゃないのと思うんですけど、閉じ込めっていうのは、この中には入ってなくてっていうことを、
1:05:47	何ですかね、なかなか読みにくいだと思いますが、
1:05:55	日本原電オオクボでさあ今のところはそういうふうに切り分けて考えてございます。以上です。
1:06:03	すいません、日本ギリシャでございます。
1:06:08	今書いておっしゃっていただいている通りで、9ページも含めて容器の概念を考えたときに、かつ、材料構造として取り立てて取り出して対象にするべきかどうかという判断を全部した後の結果が、
1:06:25	確かに今書いてある、容器の中に入っているもの。
1:06:32	当初確かにお話をしたように、グローブボックスは、今コード開発で容器ですねと、かつ、頭ん中にいろんなものを持てますよねと。
1:06:42	ただし、とじ込みの中で、その漏えい率なり何なり、そういうものを見るのでそちら側での機能要求に従ったものを見とけば、
1:06:53	内容口頭としての要求も特別に見る必要はないでしょうということで、切り分けますよ。なので、ということと整理をしておっしゃっていただければ、まずは1回容器の中に入るんじゃないの。その上で、
1:07:07	他で見るものだよってところで、抜けていくということだと思います。今は材料び構造で容器として見るものは何ということで結果を今書いている絵姿になっているので、現状7ページの中には入っていないということでした。以上です。

1:07:24	はい、規制庁カミデそのあたり二段階なのであればちゃんとわかるようにしてもらってってということですかね。
1:07:35	そうですね。それで先ほどのファンも同じように整理をするとどうなるのかっていうところもありますから全般、まず第一段階で
1:07:46	選定されるもの、第二段階スウェイ作りにするものっていう形で考えなり、結果がわかるようにしていただければと思いますのでよろしく願いします。
1:07:58	はい、日本イシハラでございますはい承知いたしました。
1:08:05	はい。規制庁カミデです。私の方からは
1:08:10	そうですね在庫 01 についても、
1:08:14	中身としては以上なんですけど、
1:08:18	阿藤。
1:08:19	今回MOXの方は、MOXの設備リストの関係でこの辺り、整理をして、共通 08 なりってものを見せてもらいましたけど最初に言って、どういうスケジュール感なのかって、
1:08:36	教えていただけますか。
1:08:48	日本原燃清水です。再処理側ですね、リストにつきましては、
1:08:53	今、内容の方、精査しております来週中にですね、ご提示できるように資料の方を提出したいと思っております。
1:09:04	はい。規制庁深見です。それはあれですか、当然 8 の表が出てくるっていうことでいいんですかね。
1:09:12	日本原燃清水です。はい、共通 08 の場の表としてご提示しようと思っております。
1:09:21	はい。規制庁可児です。わかりました。作業は多分進んでいるということなんだと思いますので、特段、
1:09:33	やっていてここが 0 が悩ましいみたいなところは今のところ、今のところないと思っていいんですかね。最初か。
1:09:47	日本原燃清水です機器。今のところないと思っておりますけども先ほどの貯水槽のところちょっと、はい。整理して対応したいと思っております。
1:09:59	はい。規制庁鏡です。わかりました。私の方からは以上です。
1:10:05	規制庁の竹田です。その他材料構造 A0G、また 0001 について、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:10:15	はい。規制庁ハバサキです。ちょっと確認したいんですがこの在庫 0 ー井農資料の対象範囲として、
1:10:26	今回第 1 回申請の、4B のですね、支持架構ございますよね。
1:10:32	あれ S クラスの設備ということなんですけども、

1:10:35	支持架構ってというのは、01 の範疇に対象として考えていん。
1:10:41	のかどうかまずこれについて、
1:10:44	どうして下さい。
1:10:49	日本原燃大窪でございます
1:10:52	第一グループでいきますと冷却塔につきましては対象にはなると思うんですけど支持学校につきましては容器管ポンプ弁等の機器に該当しないものと認識してございます。また耐圧、
1:11:05	部でもないという認識ですのでこの対象ではないと意識してございます。以上です。
1:11:12	規制庁箱崎です。
1:11:14	今資料の 12 ページに、支持構造物という形で、支持構造物としての記載があるんですけども、この支持構造物、
1:11:25	ともまた違うということになるんですか。
1:11:43	4.0 オオクボでございます。失礼しました強い安全冷却塔の支持構造物に該当するという事でこの対象の
1:11:52	範囲に入る。
1:11:53	いう認識でございます。以上です。
1:11:56	はい。規制庁の土岐です。
1:11:59	この支持構造物の範疇に入るということだと、具体例的な例ということで衛藤さん。
1:12:07	25 ページですか、三方さんのところにこういう形の支持構造物を対象にしますというのがありますけれども、今の話ですと、4P の指示確保についても入るんでしたらやはり
1:12:20	説明ですね 11 ページにおける説明それからその参考としての説明のところにもですねやはり記載が必要かなというふうに考えますが、いかがでしょう。
1:12:42	病院の大久保でございます。すいませんもう一度確認させてください記載をするというのは、具体的に、
1:12:52	規制庁山崎です 12 ページの文章で、具体的な例として、参考の 3 の、
1:13:00	等が出てるんですけども、これいずれも A4B の C 学校と、ちょっと当てはまらない支持構造物の説明になっているというふうに理解してて、
1:13:11	やはり今回の O B の指示確保に相当する説明が 12 ページなり、参考のところにも必要な追加が必要ではないでしょうかという、
1:13:21	その意見なんですけれども。

1:13:24	はい、宮部大窪でございますはい。わかりましたちょっと追加したいと思います。以上です。
1:13:30	はい。茶畑件数今回申請でもですね竜巻等を火砕物の強度計算書の中で強い学校扱ってますのでですね、やはりこちらの方での記載のほうをお願いしたいと思います。
1:13:43	私から以上です。
1:13:46	規制庁コサクです。
1:13:48	念のため確認ですけど、
1:13:52	一応 12 ページワ主要な支持構造物の構造形式と言っていてですね、
1:14:01	冷却塔の支持架構については一般的な形式っていうわけでもないような、
1:14:10	気がするので、
1:14:13	応援、そういうパターンがあるよっていうことは明示していただかないと、論点漏れをすることだと思うんですけど、そういうことが見えて、ここで具体的に言わなくても結局は
1:14:25	類型として、一つその特異なものを対応しますという類型があればいいようなところでもあると思いますので、それでOKというあればいい。
1:14:37	それで必要な井戸のオオクボでございますはいありがとうございますちょっとそういったものの例として、またちょっと記載を追記したいと思います。以上です。
1:14:53	規制庁の竹田ですその他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:15:00	よろしければ日本原燃の方から修正方針について説明をお願いします。
1:15:06	はい、二本木西田でございます。まず第 1 項 00 をシリーズ 0010002 も含めてですけども、基本設計方針のところ、剤、
1:15:17	在庫 01 の考え方を踏まえて
1:15:21	上の、対象物に対して何が対象になるかというのをしっかりと書くということと、個別のところについては書き分けが必要かどうかというのをちょっと考えた上で、書き上げが必要な場合には、その個別のものを挙げた上で、要求事項を
1:15:36	して展開するというところでございます。
1:15:40	また第 501 の方も、先ほどの 1 日、5 ページの絵であったり後、7 ページ以降の表ですね。
1:15:50	ちょっと若干言い訳をさせていただきますと、これ私最初作った時一番左に分類っていう結果がなくて結果は右側に書いてたつもりなんですけどいつの間にか、

1:16:01	逆になって、意図が伝わらなくなってしまってるので、スクリーニングのステップがちゃんとわかるように整理をさせていただいた上で、結論に導いていくということで整理をさせていただきたいと思います。
1:16:14	はい。あとは、先ほどの支持構造の話ですかね。
1:16:21	整理をして主な対象以外のものもあるかどうかということの整理をした上で記載の適正化を図ると。
1:16:28	ということだと思います。あとあれか。
1:16:31	6 ページで言っているここで容器とはという程度の記載の定義をちゃんと明確にするということかと思います。以上です。
1:16:43	規制庁の竹田ですありがとうございます。今の説明、何かコメントございますでしょうか。
1:16:50	規制庁カミデです。来週最初の共通 08 が出てくるってということで、その時に 7 ページ以降の表の機種区分ですね、これが
1:17:04	今でも冷凍機とか入ってるんで最初にも視野に入っているんだとは思いますが、
1:17:10	再処理側の機種も漏れがないかっていうところは今一度確認していただきたいなと思いますというのもこちらがチェックするとき、機種区分にないものが、
1:17:22	はい。こっちで言うあれですね在庫ゼロ自由機種区分にないんだけど、共通 082。
1:17:28	言ったらそんなものがあってこれどっちに丸付けするんだみたいなものがあるって、それで 1 回ヒアリングを消費するのももったいないと思ってますのでそういった相場ないように、
1:17:39	作業いただければと思いますよろしくお願いします。
1:17:43	はい、稲毛西田でございますはい承知いたしました。
1:17:49	規制庁の竹田です。その他よろしいでしょうか。
1:17:54	はい。それでは次の資料の確認に進みます。
1:17:59	次は、耐震基準 03 ですね、この資料について原燃の方から説明をお願いします。
1:18:06	はい。日本原燃石原でございます耐震基準 03 レビジョン 8 ということで 9 月 8 日に提出をさせていただいてございます。
1:18:14	先にすみませんなかなか追いついておりませんでお断りをさせていただきまして前回までのやりとりでの修正が必要なポイントをまだすべて達成できておりません。
1:18:27	例えばですが、下位クラスは、

1:18:32	検査の対象とする下位クラスの施設設備、施設リストというのがありますけども、最初に側も全体見て必要なものをピックアップするということでしたがそこはまだやってないとかでまた移ってない検討中だと。
1:18:46	いったようなものを幾つかございます。それにつきましては検討結果が出次第、この資料を改訂してお出しをさせていただきたいと思います。
1:18:55	今回改正しましたポイントとしましては、右下 27 ページからあります将来設置施設及び建設中の施設並びに補強施設に対する波及的影響かと。
1:19:07	ということで、前回までのやりとり、出野を回れとして拡充すべきと考えた点として、QMSのルールとの紐づけの中でどういうふうに、この行為が行われるのかというのを記載を確認をさせていただきました。
1:19:23	27 ページから 28 ページにかけて大きく三つのルールが高い、書いております。いわゆる設計のインプットであったりアウトプットも含めた全体の設計行為の中でのルールを取り決めてます設計監理要領、設計管理細則。
1:19:41	上でのいわゆる新たな設備に対する影響評価をするという点。
1:19:47	また耐震に特化してますけども 28 ページでいう耐震設計基準、設計管理基準みたいなものを定めているルールですけどもこういったもので、下位クラスに対する考慮というのを、
1:19:58	ちゃんと考えなさいよということを定めている部分、あとは資機材に対する配慮という点では、③番のものがあるということで、それぞれのルールでどういうことを論じて経過規定をしていて、
1:20:10	その規定に従って、その上に行っているいろんな設計時における対応みたいなのが、工事における対応も含めて展開ができますということを記載を拡充をさせていただきましたというのが大きくは、一つ目のポイントでございます。
1:20:26	続きまして、右下、
1:20:31	先ほどありました右下の
1:20:34	62 ページから、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設リストというのがあります。
1:20:40	モック数に対するリストを、
1:20:45	前回もお出しをして、71 ページ以降に、今回MOXの部分ですけれどもわかるように右上、左上の方に、対象がMOX燃料加工た施設だということがわかるようにさせていただきました。
1:20:59	ぐらいのものが 71 ページから始まってまして。
1:21:03	屋外のものが、82 ページにあります。

1:21:07	前回のやりとりで、特に1につきましては、全体を含めて必要なものがイクラスの抽出が終わって、それをお示しをしておりますということで、
1:21:19	一つ前回楽とですね、生物学とで、どこまでの範囲が終わってるんですかという意見がありました。それを我々としてやはり明確にする必要があるだろうということで右下81ページに、
1:21:34	注書きがございます。ご記載を出ささせていただきましたということで、
1:21:39	この悪影響の話を見たのは、現段階での設計を元に次回まで含めた波及影響の対設計対象を、
1:21:49	まとめたり一緒ですということでなお書きであります通り、配管ダクトにつきましては、燃料加工建屋の地下1階から地下3階の範囲について後から確認を行った結果になります。
1:22:01	それ以外のところはというところについては、配管のルーティングも含めた全体の設計をまだ、やっている最中は完全にフィックスしてないということで、当然、私おっしやる
1:22:13	設工認申請書の基本設計方針添付書類、あと先ほどあったルール、社内のルールに従って設計をしますので、しっかり波及的影響がないように設計をされるということが前提に、
1:22:24	今回、調べた結果をここまでは、反映をさせていただきましたということでございます。
1:22:30	加えてまた書きで書いてます第1回申請対象である燃料加工建屋の波及影響の対象については、2、1-1で示し、次回の範囲については次回の別紙で展開をさせていただきますという考えでございますと。
1:22:44	いうことを記載を拡充をさせていただきました。
1:22:48	はい。大きなポイントは以上でございます説明を終わります。
1:22:54	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
1:22:56	この資料について規制庁側から確認があればお願いします。
1:23:02	規制庁上出です。
1:23:04	最初に説明いただいた、27ページのところで、
1:23:10	どういう仕組み2、
1:23:13	要は仕組み上ちゃんと手当できるようになってますのでということで書いていただいているんですけど、s a f e t y側の設備っていう意味ではこんな感じかなと思いつつ、今までも話聞いているようにSSSっていう観点で、



1:23:30	s a f e t y以外のものに対して、きちんと適用されるのかっていうと、ちょっとこの 27 ページ、28 あんまりあれですかあるかもしれないですけど、
1:23:42	27 ページを見ている安全機能有する施設とか設計基準、
1:23:48	設計対設計対象設備を読めるのか、あとどう読めるのかよくわからないんですけど s a f e t y 外のものからの影響で、s a f e t y 以外のものに悪影響を与えないかと。
1:24:00	いう政府のものにしたところはどういうふうに進めば、まず、今現状確かに今おっしゃっていただいたように 17 号、27 ページでいる。
1:24:16	設定、いわゆる波及的影響を考える設備の主語は、設計、いわゆる S a f e t y 除く、我々が設計をし設置する設備になります。ただ、
1:24:28	波及的影響を考えると設備という意味でいくと、それ以外の設備も全部入った上で自分に対する影響を考えるとということになりますけども、
1:24:36	現状そのルール上ですねそこがどこまでをその範囲するかというのが明確でないと、ルール上は保障措置の観点を見ようということが書いてあるんですけど、どういう観点で見るとかがルール上まだ明確になってないかなと思っています。
1:24:52	ので、最初にしても M O X 特に M O X はこれから作り上げていくところがありますので、設計管理細則における、いわゆる考えるべき保障措置への影響というものの中で、
1:25:06	今お出しをしているあいう 0002 でお出しをしたものであったり重大事故の永代設備 30 条の 002 でお出しをした、いわゆる総合意見を考えるんだと、いうことをこの設計監理細則の中で、
1:25:21	展開をして具体的にちゃんとケアができるようにする必要があるかなと思っていますところがまず 1 点です。
1:25:27	またさつきいわゆる S G の設備だったり主語にしたルールというのが、じゃあどこにあるのかということで、実際 M O X まだ、先ほど申し上げたように建設中でこれから作り上げていくところですので、
1:25:42	S G 設備に係る細則というのがございます。ここも同じように直す、手を加える必要があると思ってましてここで、
1:25:51	の最速での、いわゆる S G の管理部門が、いわゆる設備への影響を考えると先ほどの設計管理対策で見ている設備の影響を考える上での、
1:26:04	調整先みたいのにまず許認可が入っていないということと、どういう関係でビームかっていう点で、先ほどあった、そう影響みたいなものも含めて見るんだという観点が明確に書かれてないと。

1:26:17	いうところがありますのでそういったルールをそれぞれ直しに行くことで手当ができるようになるんじゃないかということが今考えているところでした。以上です。
1:26:28	はい。規制庁神です。状況としては理解しましたので、今、2728は今現状で確定的に説明をできるところとして書いてはいるんですけど、
1:26:42	今説明されたような今後の見通しなり、奉仕員をですね、最後に少し書いていただいて、今後こういうことを考えてちゃんとしますと、
1:26:56	いうことぐらいは残していただいた方がいいかなと思いますがいかがですか。
1:27:01	はい、乳井瀬谷でございますはい。我々が今後、ルールの見直しをする上でもそういうことをちゃんとここで明示明確にしておくことが重要だと思いますので、記載はさせていただこうと思います。はい。
1:27:15	はい。規制庁岡見です。わかりました。
1:27:19	あと
1:27:21	対象リストですけど、まず1点
1:27:26	今も再処理も一応やっていて、そのあとMOXなんですけど表のタイトルとしては一緒なのでまずは、
1:27:36	最初にMOX、分けてくださいねというのが1点目ですよろしくお願ひします。
1:27:42	はい。日本原燃志田でございますはい。バタバタがおっしゃるところまでちょっと手を加えてなかったとおっしゃっていただいており、再処理とMOXちょっと分けて、大規模明示したいと思います。以上です。
1:27:55	はい。規制庁菅ですよろしくお願ひしますで。
1:28:00	でですね82ページは多分、屋外っていうことでまとめているんですけどこれもとりあえず施設単位で分けた上で、行方が分けるならっていう感じでよろしくお願ひします。
1:28:14	はい。日本原燃者でございます。はい承知いたしました。
1:28:19	すっばい規制庁カミデつって、あれですね82ページとか見ると、
1:28:25	今日話をしていたU、
1:28:28	合唱だけだったかな。
1:28:31	そっか。
1:28:33	まだ次回のあまり整理してないといつ結構整理をされているのか82の情報にあって、何かそれでもまだ抜けているような感じが。
1:28:44	あるんですけどいずれにしても考え方は一緒だと言っていたのでこの辺りもまた最初伊賀もちゃんとブラッシュアップされると認識してますけどそういうことでいいんですよ。

1:28:56	はい。評議員者でございますはい一番最初の時のメニューでお話しましたの考え方は同じですということは変わりはありませんので、最初業務を調査結果を踏まえて拡充させていただきます。以上です。
1:29:11	はい。規制庁管です。よろしく申し上げます。で、あと 81 ページに中計を書いていたいただきましたけど、
1:29:19	同じように最初にも大体ものは、いつも設計をしているところもあると思うのでどこまでのステータスだよということはわかるようにしておいてください。
1:29:32	あと、
1:29:34	もう福祉の場も、
1:29:36	地下 1 階か三階までっていうのは書いてもらってますけど、
1:29:42	いくつか観点があって、転倒落下とかあと接続部の影響と、沈下みたいなものがあるって、どの影響まで終わってますかっていうことも合わせて変え整理して、
1:29:55	書いていただきたいなって、具体的には不等沈下はもう多分残ってないだろうし、テントラップっていう意味だと、今の段階においても、本当に地下 1 階から 3 階までの低クラスの、
1:30:10	中ものの配置設計が終わってるのか終わってるんだったら別に終わってますって書いてくれてもいいんですけど、それはそれでまた、
1:30:20	進捗で見直さないっていうものもあるんじゃないかなと思いますので、もう少しそのどういう観点での確認まで終わっています、これは終わっていませんというのを、
1:30:31	明確にしていただければと思いますけどよろしいですか。
1:30:35	はい。弓削西浦でございますはい。承知いたしましたそうですね。間調べなきゃいけない関係のうちどこまでやったのかと、いうことと、一応カミデさんが
1:30:47	ご懸念されたところは、塀のつっぱりになってるかどうかですね一応 81 ページに現段階の設計をもとにして書いたところが、一応買う可能性も否定してないというところではあるんですけど、どの時点での設計をもとにどこまでをやっているか、かつどういう観点での調査が終わっているのかと。
1:31:06	いうことをしっかり書き下していきたいと思います。以上です。
1:31:12	はい。規制庁管です。現段階がどこまでいっても現段階の設計なんだとは思いますがそれをバスケットクローズするのはちゃんと現場、いずれ現場確認をするっていうところもあると思いますのでその辺はパッケージで、

1:31:28	ちゃんと説明されていればいいと思いますので、それはそれとしてまず、資料としてのステータスは明確にしておくということでよろしくお願ひします。
1:31:40	はい、与儀西原でございます承知いたしました。
1:31:45	規制庁カミデつって、後ですね
1:31:50	81 ページを、
1:31:54	81 ページというわけでもないんですけど今回モック数の設備リストも出てきてますから、
1:32:02	それと確認、ちゃんとされてますかっていうことで、事業者としては、そういう設備リストと、このAクラスのリストの表っていうのは、対応は確認されました。
1:32:22	はい。日本原燃仮称付でございます。
1:32:27	はい。確認をしてどちらとも照合できるように確認しております。
1:32:33	以上でございます。
1:32:37	はい。規制庁上出です。
1:32:40	一応私も見てみてですね、81 ページとかだと資材保管装置とか、あとはグローブ5、
1:32:51	あと何だったか、資材互換措置みたいな確かにB     っていう記号がついていて、
1:32:59	確かに波及影響になってるなと思ったんですけど、逆に、
1:33:04	ここにある小規模、年決処理装置ですか、これ買いクラス施設としてエントリーされてるんですけど、
1:33:13	設備リスト見たら、Sクラスって書いてあってですねあれっと思ったんですけどそのあたりって、何かこういう見方をしたんですみたいな説明できますか。
1:33:31	はい。日本原燃石原でございます。それは見方どうこうの問題じゃない気がしますので、
1:33:37	今一度こちらで確認をさせていただきます。以上です。
1:33:43	はい。規制庁カミデです。あるとしたら附属品とか配管とかでてクラスのものがあるんですけどそれは設備に出てこないから
1:33:55	そういう形になってますっていう説明なのかなと思ったんですけど、
1:34:00	ちょっと最初の回答も若干場があったのでそういうことなのかなと思いますのでそこはちゃんと精査をしてですね、いずれかのタイミングで形にしなきゃいけないと思いますので、よろしくお願ひします。
1:34:14	はい。日本原燃志田でございます承知いたしました。
1:34:19	あと、規制庁カミデですか私の方からは1、

1:34:25	規制庁の竹田です。その他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:34:34	よろしいでしょうか。
1:34:35	それでは日本原燃の方から、修正方針について説明をお願いします。
1:34:42	はい、井上西原でございます。まず将来設備も含めた、K S のルール上での波及影響の確認、評価についてのところでございます
1:34:53	将来的に我々が修正をしたいと思っている観点、S G の S S S の観点のところも、こういうことで対応しますということの考え方を記載をさせていただきます。
1:35:04	いうこと、あとは波及影響の件、設計対象とする下位クラス施設リストを再処理の分の拡充ということとあとは、最初に項目で表がごちゃごちゃになる、セットになっちゃってますのでこれを分けて整理をさせていただきますということ。
1:35:21	あと今回 81 ページにつけさせていただきますしよ注書きですねこれちゃんとは、下位クラスに対する波及影響として見る観点のうちどういものが確認が終わっているのかということを確認にすることも含めて主
1:35:36	記載を拡充をさせていただきますということかと思えます。
1:35:40	以上です。
1:35:44	説明ありがとうございます。今の説明で何か規制庁側から確認はございますでしょうか。
1:35:53	特にないでしょうか。
1:35:55	それでは本日本予定していた、資料の確認としては以上となります。
1:36:01	全体を通して規制庁側から何かございますでしょうか。
1:36:08	日本原燃の方から何かありますでしょうか。
1:36:13	はい。日本原燃特にございません。
1:36:17	規制庁の竹田です。
1:36:18	はい。それでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
1:36:25	ありがとうございました。そうですので、